

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-19

### ドイツ最初の国籍法の成立過程（2）：ドイツの国籍法と「エスニックなネーション」概念との関係を再考する

SATO, Shigeki / 佐藤, 成基

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

2022-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025436>

## ドイツ最初の国籍法の成立過程（2）

——ドイツの国籍法と「エスニックなネーション」概念との関係を再考する——

佐 藤 成 基

- I はじめに ——ドイツ国籍法と「エスニック」なネーション概念
- II ドイツ諸邦の国家形成と国籍法の開始 ——領域国家から成員国家への転換
- III ドイツ諸邦における国籍法制の拡大 ——貧困移住者管理と諸邦間の条約
- IV プロイセン臣民法とゴータ条約 ——ドイツ諸邦における国籍法制の均質化  
(以上第68巻第3号)
- (以下本号)
- V ドイツ革命と「ドイツ人」の法的規定 ——フランクフルト国民議会での議論
- VI 北ドイツ連邦とドイツ最初の国籍法の成立 ——連邦制国家とナショナルな結合
- VII おわりに ——議論のまとめとドイツ帝国成立後の展望

### V ドイツ革命と「ドイツ人」の法的規定 ——フランクフルト国民議会での議論

IVにおいて、ゴータ条約にドイツ諸邦が加盟することにより、プロイセンの臣民法の基準へと諸邦の国籍法制が収斂していった過程を考察した（前号参照）。しかしながら、ドイツにおける国籍が、ドイツ諸邦の国家の成員資格であるという構造それ自体には変化はなかった。前章まで詳しく論じてきたように、ドイツにおける国籍はドイツ連邦に所属する諸邦（この論文では「ドイツ諸邦」と呼んでいる）の「国家市民」や「臣民」の成員資格、ドイツ諸邦の「国家帰属」として法制化されてきたのであり、1860年代までに大半の諸邦がその国内法によって国籍を規定した。すなわち、「バイエルン人」「オルデンブルク人」「ザクセン・ヴァイマル・アイゼナハ人」などを規定する国籍法制がドイツ諸邦の数だけ存在していたわけであり、それを超えて「ドイツ人」（それがどのような範囲で考えられているにせよ）を規定するナショナルなレベルでの成員資格の法制化はなされていなかったのである。

だが、そのような状況に大きな転換をもたらしたのは、普墺戦争後の1867年に実現した北ドイツ連邦の創設であった。1870年に成立した北ドイツ連邦の国籍法「連邦籍と国家籍の取得と喪失についての法律」において、初めて諸邦を超えたナショナルなレベルでの成員資格（「連邦籍」、す

なわち「北ドイツ人」の資格)が法律によって規定されるに至ったのである。その法律が、翌1871年に成立したドイツ帝国において、「ドイツ」の(1815年のドイツ連邦には入っていたオーストリア帝国とルクセンブルク大公国を除外した形で「小ドイツ的」なドイツの)国籍法となっていく。それは、ドイツにおける覇権の拡大を目指すプロイセン王国の圧倒的な軍事力と巧みな政治指導によって実現した「上から」の国家的統一が可能にしたものである。

しかし、それ以前にも諸邦を超えてドイツを政治的に統一しようという運動がその目的を実現したことがあった。1848年3月に発生した革命(ここでは「ドイツ革命」と呼ぶことにする)がそれである。ドイツを政治的に統一することを目指す運動は、ナポレオンの時代にフランスの支配に對抗して発生し、19世紀前半には政治的自由を求める教養市民層の人々に担われつつ諸邦を超えてドイツ全域に広がっていた。ドイツ革命の際には、ドイツ全域で初めて行われわれた選挙によって選ばれた代表から成る国民議会がフランクフルトで開催され、1849年3月にはドイツの統一国家の形を規定した「ドイツ帝国憲法」の制定にまでいたった。周知のように、プロイセン国王が皇帝の地位を拒否したことで、このドイツ統一運動は失敗に帰するが、国民議会が約1年間実体のあるものとして存続し、そこで統一ドイツ国家の形態をめぐって様々な議論が交わされていたという事実は重要である。

とはいっても、国民議会で「ドイツ人」の資格を規定する国籍法が制定されることはなかった。だが、本来であれば国籍法で定められるべき問題が論じられたことはあった。一つは国民議会への投票権を持つ「ドイツ国民」の範囲はどこまでなのかという問題、もう一つは憲法で権利を保障された「ドイツ人」(この概念は憲法に登場する)とは何を意味するのかという問題である。本章では、ドイツ革命におけるこの二つの議論を検討し、この時の議会に集まったドイツの自由主義者たちが何を「ドイツ人」と考えていたのかをさぐる。北ドイツ連邦における国籍法の制定については次のVIで検討することにする。

## (1) フランクフルト国民議会とその選挙範囲

### ドイツ連邦からフランクフルト国民議会へ

「ドイツ人」がおそらくは初めて一つの集団として法律の対象とされたのは1815年の連邦規約においてであった。ヴィーン会議において、新たに設立されたドイツ連邦の法的枠組として1815年に制定されたこの連邦規約の18条で、「ドイツ連邦諸邦の臣民(Unterthanen der deutschen Bundesstaaten)」という語が用いられ、その「ドイツ連邦諸邦の臣民」に諸邦間の移動の自由、同条件での不動産購買、出版の自由などの「諸権利」が認められたのである<sup>151</sup>。連邦規約は主権を持ったドイツ諸邦間の条約であり、「臣民」とはドイツ連邦という連合体に帰属する「民」ではなく、

<sup>151</sup> ここで「移動の自由」とは旧来からの出国税を課税しないということを意味していた Fahrmeir, *Citizens and Aliens* (注6参照), p.23 を参照。

あくまで各邦に帰属する「臣民」であることが前提とされてはいるものの、諸邦「臣民」が連邦内のどの邦においても平等に扱われるということが定められた<sup>152</sup>。しかし、ここで定められた「諸権利」がどの程度保障されるかは各邦の政府に任されていた。このような国家連合的なドイツ連邦を解体し、ドイツ全体を統一する「ドイツ帝国（das deutsche Reich）」を創設しようとしたのが1848年に始まるドイツ革命であり、そのための憲法を作成したのがフランクフルトのパウロ教会に召集された国民議会であった。

しかし、すでに言及しておいたように、1848年5月18日に始まったフランクフルトの国民議会ではドイツの国籍法に相当する法律は定められていない。よって、国民議会は「ドイツ国民」が誰であるかの直接の法的定義は行わなかったことになる。しかしながら、国民議会に参加した代議士の多くが「ドイツ人」や「ドイツ国民」についてどのように理解していたのかをうかがい知ることができる材料は数多くある。その一つは、選挙で投票権が認められる範囲はどこまでなのかという問い合わせをめぐる議論であり、もう一つは帝国憲法で規定された「ドイツ人民の基本権」を享受するとされる「ドイツ人」の概念をめぐる議論である。

議論を先回りして結論から先に述べると、国民議会でのドイツ人概念の特徴は、重要な例外はあるが、基本的にはエスノ文化的観点からではなく領域的・政治的な観点で定義されていたということ、「ドイツ人民」をドイツ帝国を構成する諸邦の国家帰属者の連合体とする連邦制的な定義がなされていたということの二点に集約できる

これは19世紀前半期のドイツのナショナリズムの歴史についての定説的な解釈からみるとやや奇妙に思える<sup>153</sup>。その解釈によれば、ドイツではナポレオン戦争の時代、フィヒテ、アルント、ヤーンなど「ドイツ・ロマン主義」の知識人によって言語、文化、血統に準拠した「文化的」ないし「エスニック」なネーション概念が広く語られ、喧伝されるようになった。それはフランスとは異なり、歴史的に統一的な国家が存在せず、18世紀まで辛うじて緩やかにドイツ全体の枠組みを形成していた神聖ローマ帝国さえ消滅してしまった時代にあって、フランスに対抗してドイツの「ネーション」を「想像」するのであれば、やはり文化や血統といった「非政治的」な要素に依拠せざるをえなかったからであった。ところが、この時期のドイツのナショナリズムの頂点とみなされるドイツ革命において、国民議会の代議士たちにとっての「ドイツ人」の概念が、「ドイツ語を話す者全て」（アルントの有名な詩に表現されている）などのような「文化的」に理解された概念ではなく、後で見るように、領域的・政治的に理解された概念であったというのはいったいどういうことであろうか。しかもその国民議会には、アルントやヤーンといった当時のドイツ国民運動のアイ

<sup>152</sup> Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit* (注6参照), S.193-194.

<sup>153</sup> H.コーンによる古典的研究がそのような解釈の重要な源泉となっている。Hans Kohn, *Prelude to Nation-States: The French and German Experience, 1789-1815*, Van Nostrand, 1967 などがそのような解釈をとる代表的な著作である。このような「定説」は、しかし、現在多くの歴史学的研究によって相対化されるようになっている。

コン的な知識人も参加していたのである。

だが、その理由は簡単なことである。それは当時のドイツにおいて、1815年のヴィーン会議で認められたドイツの諸邦がそれぞれ独自の国家として根付くようになっていたからである。本論文でも前章までに見てきたように、諸邦の多くは成員国家への転換を進め、自邦の憲法を制定するようになっていた国も少なくなかった。そのようななか、バイエルンやプロイセンなど国家の成員資格を法制化するようになった邦もあらわれ、1848年には約15の邦で国籍が法制化されるようになったのである。つまり、ドイツの政治的統一を求める教養市民層を中心とする自由主義者によるナショナリズムが諸邦の境界を超えて広まっていたのと並行して、ドイツ諸邦の国家形成が進められたのである。ドイツの統一がそれら既存の諸邦の領域的枠組みを前提にせざるを得ない限り、統一されたドイツ帝国やその成員である「ドイツ人」も政治的・領域的に定義される以外にはなかったということである。「ドイツ語が鳴り響く限り、それがドイツの祖国である」というアルントの詩にあるような理想をそのまま実現するとなれば、既存の国家の境界にとらわれることなく新たなドイツ統一国家の境界を設定しなければならなくなるが、それは当時の国民議会が有する力をもってはどうてい不可能であった<sup>154</sup>。そのため、国民議会のメンバーたちは、ナショナリズムの理想からではなく、より現実的な観点から実現可能なドイツ統一を考えざるをえなかったわけである。

### 選挙範囲の画定

今日の原則からいえば、国民議会の選挙で投票する権利を有するのは「国民」であり、その定義は国籍法によって定められるものである。しかし1848年のドイツでは、そのような規定が存在しない状況で選挙が行われた。では、その投票権の範囲はどのように設定されたのか。

それは1848年3月末にフランクフルトで開かれた準備議会（Vorparlament）で定められている<sup>155</sup>。その基本となる枠組みはドイツ連邦であり、選挙はドイツ連邦の諸邦のなかでそれぞれ行われることとされた。それは、ドイツ国民議会が、ドイツ連邦の改革を徹底させようと考えていた自由主義者によって担われたことを考えると、自然な流れであっただろう<sup>156</sup>。その原則に基づき、オーストリア帝国はドイツ連邦内の領域だけが選挙権の範囲に組み込まれた。しかしながらドイツ国民議

<sup>154</sup> 後に述べるように、国民議会のメンバーたちはドイツ連邦の法的・領域的枠組み前提にせざるを得なかった。B.E. ヴィックが述べるように「代議士たちは、言語的、民族誌的、あるいは権力政治的〔軍事力・政治力に依拠した後のプロイセンのような——引用者注〕基準ではなく、ドイツ連邦によって与えられた法的・領域的基礎を新しい国家の基本線として依拠していく、その基本線を基準としてそこからの逸脱や修正が評価された」と述べている（Brian E. Vick, *Defining Germany: The 1848 Frankfurt Parliament and National Identity*, Harvard University Press, 2002, p.141）。

<sup>155</sup> 以下、準備議会での選挙範囲の設定については、Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*（注6参照）、S.109-111を参照した。

<sup>156</sup> シーアンは準備議会について「準備議会の大半は、既存の秩序を破壊するのではなく、改革することを欲した。（中略）ドイツ連邦と諸邦国家が政治的権威の唯一の正当な手段であり続けることになった」と述べている。Sheehan, *German History*（注12参照）、p.675からの引用。

会は、決してドイツ連邦の範囲に限定されたものではなかった。まず、ドイツ連邦の範囲外ではあるが、ドイツ連邦に所属するプロイセン王国の領土である東西両プロイセンが、国民議会の選挙の範囲に加えられた。さらに北方では、デンマーク王国に属していたシュレスヴィヒも加えられた<sup>157</sup>。その理由は、シュレスヴィヒ公国がドイツ連邦に所属する領邦の一つであるホルシュタイン公国と中世以来歴史的に一体であり、この両者を分けることはできないということにあった<sup>158</sup>。

このように、ドイツ国民議会選挙における「ドイツ」の範囲は、ドイツ連邦の範囲を超えてはいたものの、そこに東西プロイセンとシュレスヴィヒが加えられたのは政治的・領域的な理由からであり、言語・文化・血統といったエスノ文化的な論理は考慮されていなかった。よって、ドイツ国民議会が前提とする「国民」の範囲には、オーストリア帝国領に住むチェコ人やイタリア人など加え、西プロイセンに住むポーランド人、北シュレスヴィヒに住むデンマーク人など、エスノ的な意味で「非ドイツ人」も入っていたのである。

しかし、例外となったのがプロイセン領内のポーゼン州である。ポーゼンはドイツ人とポーランド人（エスノ的な意味での）が混住する地域であり、国民的独立を求めるポーランド人の運動も発生していた。準備議会ではこの地域の国民議会への参加は未決とされた。当時この地域では独立を求めるポーランド人の運動とプロイセン政府とが対立していた。しかしプロイセン軍がポーランド民兵軍を鎮圧した後、プロイセン政府はポーゼン州をポーランド人が多く住む地域とドイツ人が多く住む地域に分割し、ドイツ人が多く住む西部地域（「ドイツ・ポーゼン」）のみをドイツ連邦に編入したのである。その結果国民議会には、「ドイツ・ポーゼン」から暫定的に12人の議員が選出されることになった<sup>159</sup>。ここで「ポーゼン」とは、1815年のヴィーン会議において創設されてプロイセンの支配下におかれた「ポーゼン大公国」の地域を指し、それ自体は政治的に規定された領域であった。1848年5月に行われた国民議会の選挙においては、ドイツ人が多く住む西部のみが「ドイツ」に加えられたわけである。このようにポーゼンに対する扱いでは、エスノ的な要素が強く作用していたといえる<sup>160</sup>。

<sup>157</sup> シュレスヴィヒをより強力に統合しようとするデンマーク国民国家建設の動きに反発したドイツ系住民の対抗運動が、このようなドイツ国民議会の革命勢力の背景にあった。Otto Dann, *Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990*, C.H.Beck, 1994, S.109-110, 120-121.

<sup>158</sup> この二公国を「永久に分けられざる」とする中世の契約文書が参照された（Dann, *Nation und Nationalismus*, S.109）。

<sup>159</sup> Thomas Nipperdey, *deutsche Geschichte 1800-1866. Bürgerwelt und starker Staat*. C.H.Beck 1983, S.627. プロイセンにおけるポーランド人とプロイセン政府との関係については伊藤定良『ドイツの長い一九世紀　ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』（青木書店, 2002年）41-48頁が詳しい。それによれば、プロイセン政府は当初ポーゼン州の行政的自治を付与することを約束していた。しかし、それに対しポーゼン州に住むドイツ人住民の抵抗があつて分割の方針へと移行した。

<sup>160</sup> その際には、両地域の境界線をどう引くのかが政治的な問題となる。伊藤によれば、6月4日に最終的な分割が決定されるまで、ポーランド側とプロイセン政府との力関係によって境界線が次第にドイツ人に有利な形に引き直されていった（伊藤『ドイツの長い一九世紀』44-46頁）。

しかしながら、エスノ文化的基準で既存の政治的領域を分割したというこのポーゼンの扱いは、他の政治的・領域的な境界の処理と異なった原則に基づくものだった。その矛盾は国民議会でも大きな問題にされた。1848年7月24日、暫定的とされていたポーゼンの東西分割を最終的な決定にすることが審議された時に、その矛盾があらわとなった<sup>161</sup>。その審議の中で議会内の左派を中心とするグループがポーゼンの分割に反対し、「自由で独立したポーゼン大公国」の復活と、ポーゼン選出議員の議席失効が提案されたからである。そこで左派の主張は興味深い。このグループの有力な政治家であったライプツィヒ選出のロベルト・ブルムは、ポーゼンはドイツ人の住む地域とポーランド人が住む地域が分割されたのに対し、シュレスヴィヒ、ボヘミアやモラヴィア、トリエステなどでは同様の分割がされず、その結果ドイツ人以外の人々が住む地域も「ドイツ連邦」のなかに編入されていることの矛盾を指摘したのである。ポーゼンが分割されるのであれば、デンマーク人が住むシュレスヴィヒやチェコ人が住むボヘミアとモラヴィアも分割されなければならない。ブルムは、ポーゼンにおいても他の境界地域と同様、政治的・領域的な基準を一致させ、ポーゼン全体を独立させるべきであると主張したのである。でなければ、シュレスヴィヒやボヘミア、モラヴィアをエスノ文化的基準に従って分割すべきである。それは、国民議会における「国民」の基準の非一貫性を鋭く指摘する議論であった<sup>162</sup>。

しなしながら、「ポーゼン大公国の大再興」という主張に対してはポーゼン出身のドイツ人議員から強い反発が寄せられた。その一人であるクロトシン選出のアドルフ・ゲーデンは次のように述べる。

われわれはドイツ人で、われわれの祖国に属している。なぜならわれわれは理性的で法的な主権者の意思に動かされているのであり、その意思はわれわれの地理的状況、われわれの言語と習慣、われわれの人数、われわれの所有物、しかしとりわけわれわれのドイツ人としての心情と祖国への愛から生まれたものなのだから<sup>163</sup>。

ここでは「心情」「愛」に加え、「言語と習慣」という概念により、エスノ文化的なドイツ人観が、「ポーゼン大公国の大再興」という政治的・領域的な境界設定に対抗する形で表明されている。

また、ベルリン選出のヴィルヘルム・ヨルダンはポーゼン大公国が再興された際の「ドイツ人」の状況について、次のように具体的に論じている。

分割線の問題は別の問題に集約される。50万人のドイツ人がドイツ人政府とドイツ人官僚の

<sup>161</sup> Gosewinkel, *Einbürgerung und Ausschließen*, S.116

<sup>162</sup> Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1800-1866*, S.627および伊藤『ドイツの長い一九世紀』50-52頁。

<sup>163</sup> Franz Wigard (Hg.), *Stenographische Berichte über die Verhandlungen deutschen constituerenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, Johann David Sauerländer, 1848-1849 (以下SBNV), 1. Band, S.1138 (傍点による強調は引用者による)。

下で生活し、偉大なドイツの祖国に属するのか、あるいは帰化した外国人の補助的な役割において、ドイツ人ほど人道的でない他のナショナリティの臣民に追いやられ、外国に追放されるのか、という問題に<sup>164</sup>。

ポーゼン大公国が復興されれば、ドイツ人がそこで「帰化した外国人」としてマイノリティの地位（「他のナショナリティの臣民」）に転落し、外国に追放されるなどの非人道的な扱いを受けるかもしれないという挑発的な議論をヨルダンは行なっている。ここでヨルダンは「ナショナリティ」という言葉をエスノ文化的な意味で用いて、「ドイツ人」とポーランド人とを区別しているのである。

だが、この論争は最終的に、圧倒的多数でそれまで暫定的であったポーゼン分割を承認するという結果になった。国民議会が代表する「国民」の範囲はそのままであり、12人のポーゼン選出の議員の議席も維持された。そこで論争のなかで、「ポーゼン大公国の復興」という提案に対し住民の言語・文化を基準にした東西分割の維持を正当化するためにエスノ文化的なドイツ人概念が用いられていたが、その概念を用いた当人がエスノ文化的なネーション概念をドイツ・ネーションのあるべき絶対的原理として信じていたように思われる。というのも、ヨルダン議員自身、次の節で見るよう、「ドイツ人民の基本権」をめぐる議論においては、典型的な政治的・領域的なドイツ人概念を強く主張しているからである。ヨルダンがポーゼン問題でエスノ文化的なドイツ人概念を打ち出したのは、ポーゼン大公国が復興することでドイツ人がマイノリティの地位に転落することへの危機感からであり、多分に機会主義的な理由からであったように思われる。逆に、もしもポーゼン全体をドイツに編入するという提案が出されていたならば、ヨルダンはそれに諸手をあげて賛成していた可能性は十分にある。

### 国民議会と「種族」の複数性

しかし、ポーゼン以外の境界地域の問題では、政治的・領域的ネーション概念が維持されていた。例えばチェコ人が多く住むボヘミアやモラヴィアもドイツ連邦の範囲内に組み入れられた。それに対しチェコ人たちは、ドイツの国民議会の選挙に反対してそれをボイコットし、逆にチェコによる「汎スラヴ会議」を開催するという動きを示した。それに対する国民議会における対応は興味深い。1848年5月27日の議会において、オーストリアのグラーツ選出のティトゥス・マレクが、「スラブ人にとってドイツ人は抑圧者に見える」と述べ、ドイツ人以外の「諸種族（Volksstämme）」の権利に関する宣言を提案したのである<sup>165</sup>。宣言が提案されたのは以下のようなものである。

- 1) どのナショナリティも抑圧にも手を貸さないこと。2) ドイツに結びついた諸国家の国家

<sup>164</sup> SBNV, 2.Band, S.1143 (傍点による強調は引用者による)。

<sup>165</sup> その状況に関しては Vick, *Defining Germany*, pp.112-113 を参照。

市民で、ドイツ種族（deutscher Volksstamm）に帰属していない者すべてにドイツ国家市民（deutsche Staatsbürger）のすべての権利が与えられること、そして彼らのナショナリティの保持と尊重が保証されること。3) ドイツ語が国家語だとしても、ドイツ語以外の言語を大多数の人間が話す地区では、その言語がコムーネ、学校の授業、裁判所で導入されるべきこと<sup>166</sup>。

この提案では、ドイツ以外の「諸種族」が自身の言語を使用することを「ドイツ国家市民」の権利として認めるべきであるということが主張されている。エスノ文化的な複数性を前提にした政治的・領域的な「ドイツ国家市民」の概念がここで使用されているのである。

その四日後の5月31日の議会で、国民議会に設置された憲法委員会（憲法の作成・提案を担当する組織）はマレクの提案を「完全に正当なもの」と認め、「ドイツの多様なナショナリティ（Nationalitäten）を正当な方法で称揚する要求」に「ドイツ自身が敬意を払う」という立場を表明したあとで、憲法委員会の合意に基づいて新たな声明を提案している。その声明は以下のようなものになっている。

〔ドイツ国民議会は〕ドイツ連邦領にある非ドイツ種族がその種族的発展の道を妨害されずに進むことのできる権利を承認する。（中略）今後の統一されて自由なドイツは、その内部で成長した他の言語を話す種族に歴史と自然が承認したものを、恨みを生むことなく完全に保証することができるだけ偉大であり強力である。その地において、スラブ人、デンマーク語を話す北シュレスヴィヒ人、イタリア語を話す南ドイツ住民、その他われわれの国に帰属して他の言語を話している人間から、彼らの種族の気質が衰退しているとか、必要な時にドイツ人の救いの手が得られないなどの訴えがなされてはならない<sup>167</sup>。

このように国民議会は、ドイツ人以外の複数の「諸種族」の言語・文化の自由な発展を、国民の権利の一部として認める声明を出したのである。

さらに「他の言語を話す種族」の権利の問題は、後の7月4日に提案された「ドイツ人民の基本権」案の10条§47でも言及されることになる。

ドイツの、ドイツ語を話さない諸種族（den nicht deutschredenden Volksstämmen Deutschlands）に対し、彼らの言語が話されている領域において、その言語の教会、学校の授業、文学、行政、司法における同権性を保証する<sup>168</sup>。

<sup>166</sup> SBNV, 1.Band, S.118.

<sup>167</sup> SBNV, 1.Band, S.183.

<sup>168</sup> SBNV, 1.Band, S.684（傍点による強調は引用者による）。また、この条項を提案する「動機づけ（Motive）」としてマレクの提案を挙げている（SBNV, 1.Band, S.687）。

この「ドイツ人民の基本権」案における「ドイツ人」の概念については次の項で詳しく検討するが、ここではその47条で、「ドイツの、ドイツ語を話さない諸種族」の「同権性」が、「ドイツ人民の基本権」の一部とされ、宗教、学校、文学、行政・司法における言語使用が具体的に言及され、5月の憲法委員会による声明よりも踏み込んだ形で規定されている点が注目される。この「ドイツ語を話さないドイツ人」の文化的権利をめぐる一連の議会での議論では、「国家市民」や「ドイツ」といった語が、エスノ文化的な意味でのドイツ人以外の複数の「非ドイツ種族」を包摂する政治的・領域的概念として用いられている。これは、その選挙範囲を通じて国民議会が前提としていた「ドイツ」の領域が複数の「非ドイツ種族」（じっさいに国民議会には非ドイツ「種族」出身の代議士も含まれていた）を包含していたという事実と対応している<sup>169</sup>。

しかしながら、この「種族」の複数性についての考え方は、現代のわれわれが考える多文化主義とは異なったものである。というのは、ここにはドイツ語・ドイツ文化が他の言語・文化に対して優越することを前提とした同化主義的な考え方方が強く見られるからである。確かに「ドイツ人民の基本権」案の文面では、ドイツ語以外の使用される権利を保障しているようにみえる。しかしながら、ドイツ語がドイツ全体で通用する「国家語」であるという地位は問題にされていない。とするならば、非ドイツ言語を使用する人々も「国家語」としてのドイツ語を学習しなければならないのに対し、その逆の関係は想定されていないことになる（だからこそ、「非ドイツ種族」も「ドイツの」一部なのである）。歴史学者B.E.ヴィックは、教養の高さという意味での「文化」観（“Bildung”の意味での「文化」）がドイツ革命以前（「三月前期」）の教養市民層に広く共有されていたことを指摘しているが、国民議会における自由主義者たち（その中心は教養市民層だったが）の議論にもそれが反映されている。彼らにとってドイツ語とは「文化」の基礎であり、それはより高度の教養という観点からドイツ以外の言語・文化に優越することが自明視されていたのである<sup>170</sup>。ドイツ文化がポーランド人の文化よりも進歩的で「人道的」であるとみなしていた前出のヨルダン議員の発言の中にも、そのような教養主義的な「文化」観が露骨に表現されている<sup>171</sup>。

<sup>169</sup> この「ドイツ語を話さない諸種族」に関する条文は、1849年3月の帝国憲法の第6部13条（§188）にそのまま取り入れられた。その後時を経て、この条文は1919年ヴァイマル憲法113条の「外国語を話す人民部分」に関する条項に継承されていくことになる（Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.343）。

<sup>170</sup> Vick, *Defining Germany*, pp.54-56.

<sup>171</sup> そのような三月前期の教養市民的「文化」観に対し、エスノ文化的なネーション概念が前提とする「エスニック」な「文化」は土着的であり民衆的なものである。このような「エスニック・ネーション」概念のとらえ方については、A.D.スミスの議論を参照せよ（Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986）。

## (2) 「ドイツ人民の基本権」における「ドイツ人」の概念

### 「ドイツ人」の定義をめぐって ——憲法委員会の第一次案

「ドイツ人民の基本権」の案は1848年7月3日に憲法委員会によってその第一次案が報告されたもので、題名通り「ドイツ人民」が有する基本的な諸権利について規定したものである<sup>172</sup>。この第一事案はその後大きく改定され、1849年3月28日に制定されるドイツ帝国憲法の第6部に取り入れられることになる。

この「ドイツ人民の基本権」案で注目しなければならないのは、冒頭に置かれた1条§1の次の文章である。

あらゆるドイツ人 (Jeder Deutsche) は一般的なドイツ国家市民権を有する。

この「あらゆるドイツ人」とは誰のことを意味するのか。本来であれば、その定義は国籍法が行うべきものである。じっさい、この案を提案した憲法小委員会もそのことを認識していた。提案に付された「動機づけ (Motive)」には、「委員会はドイツの国家市民権の取得と喪失についての一般的規則を作成したいと強く思っていた」と述べている。しかし、委員会はそれが困難であると判断した。その理由として委員会は、憲法と国家の関係性がまだ法的に整理されていないこと、市民の権利 (bürgerliche Rechte) に関する規定が邦ごとに異なっていて、それに関する包括的な法律が存在していないことをあげている<sup>173</sup>。ドイツ国民議会においてもなお、「ドイツ」を分断する諸邦国家の法体制を前提にせざるを得なかった実情がここに反映されている。

しかし議会では、この「ドイツ人」や「ドイツ国家市民」の概念を明確化するための改定案がいくつも提出され、「ドイツ人」の意味をめぐってかなり長い審議が行われている。1条§1に対する改定提案は10本ほど出されているが、そのなかからいくつかを紹介しよう<sup>174</sup>。

個々のドイツ国家のあらゆる帰属者 (Jeder Angehörige eines deutschen Einzelstaates) はドイツ国家市民である。(ザクセン、エルツニッツ選出のトゥリュチュラー)

個々のドイツ国家に帰属する者の全て (Jeder einem deutschen Staate Angehörige) はドイツ人の一般的国家市民権を有する。(ブラウンシュヴァイク選出のアウグスト・ホラント)

---

<sup>172</sup> SBNV, 1.Band, S.682-684.

<sup>173</sup> SBNV, 1.Band, S.684.

<sup>174</sup> SBNV, 1.Band, S.727-728.

ドイツ連邦領のあらゆる帰属者 (Jeder Angehörige des deutschen Bundesgebietes) は一般的なドイツ国家市民権を有する。(オーストリア、リート選出のヨハン・フリッチュ)

トゥリュチュラーとホラントの提案では、表現は微妙に異なるが、ともにドイツを構成する邦（「国家」）のどれか一つに帰属する者が「ドイツ国家市民」であるとされている。三つ目のフリッチュの改定案は「ドイツ連邦」を一つの統一体ととらえ、その「領域」に帰属する者が「ドイツ国家市民」とされる（ここで「ドイツ連邦」とは、1815年に成立したドイツ連邦のことではなく、ドイツ革命で作られた政権が統治し、ドイツ国民議会によって代表されているドイツの全範囲が意味されている）。最初の二つが諸邦の国家の存在を尊重した連邦主義的な発想に基づいており、フリッチュの提案は諸邦を超えた「ドイツ連邦」を一体ととらえる統一主義的な発想に基づいているといえよう。フリッチュは、「ドイツ国家の一つに帰属する」という規定だと、「ドイツ国家」の一つであるプロイセン王国に帰属するポーゼンのポーランド人も含むことになってしまいういう理由を挙げている<sup>175</sup>。これはフリッチュが、先に述べたポーゼン問題に関する正確な理解をもっていたことをうかがわせる。しかし、いずれにせよ三人がみな政治的・領域的な帰属を「ドイツ人」の定義とみなしている点では一致している。そのようなドイツ人概念は、そこにドイツ語以外の言葉を話す多様な「種族」が含まれていることを明記した10条 § 47の規定とも矛盾なく接合するものだった。

それに対し、ドイツ語やドイツ文化、ドイツ人の「血統」によって「ドイツ人」を定義する提案は一つもなされていない。それどころか、出生地原理に近い方法で「ドイツ人」の定義を提案しているものもある。例えばプレスラウ選出のヨハン・テルカンプは次のように提案している。

ドイツ国家市民とはドイツ連邦国家の領域内で生まれ育った者すべて、あるいは国民議会ではまだ公布されていない帰化法の条件を満たす者すべてである<sup>176</sup>。

「生まれた」ことだけでなく「育った (aufgewachsen)」が追加されているところが純粋な出生地原理とは異なるものの、「血統」（親子関係）ではなく「ドイツ連邦国家」の領域に基づいた定義が行われている。血統原理による国籍の取得が、当時の邦の国籍法では広く共有されていたことを考えると、国民議会の議員の国籍観は、諸邦の国籍法制定に関わった諸邦の官僚たちの国籍観とはかなり違っていたことが推測される。なお、テルカンプの提案にある「帰化法」は、この国民議会では最後まで制定されることにはなかった。

さらには、居住と血統の組み合わせによってドイツ人を定義しようとする試みもある。ザクセンのデベルン選出のユリウス・フォン・ディースカウの提案がそれである。

<sup>175</sup> SBNV, 1.Band, S.734.

<sup>176</sup> SBNV, 1.Band, S.740.

ドイツ人とは、実質的にドイツに滞在し、他の国家で国家市民籍を得ていない者のことである。  
(中略) 外国で生まれたドイツ人の子供はドイツ人である<sup>177</sup>。

「実質的に滞在する (wesentlich aufhalten)」とは、19世紀前半の被追放者条約の「暗黙的帰化」で求められていた自立した経済的基盤を伴った滞在のことを意味していると推測できるが、ここではそれが「ドイツ人」であることの条件であるとされている。「ドイツ」という領域内（それがどこを指しているのかは明確にされていないが、将来実現されるべき統一国家の範囲のことであろう）をベースとした居住原理に基づく「ドイツ人」の規定である。また、すでに「ドイツ人」である場合は、その人物から外国で生まれた子供もドイツ人であるとする血統原理がとられている。居住原理と血統原理が組み合わされたフォン・ディースカウの提案は、おそらく最も包摂的かつ拡張的な（言い換えれば、最もドイツ人人口が多くなる）規定になっているといえよう。

このように、「あらゆるドイツ人 (Jeder Deutsche)」の定義をめぐって様々な提案が出されたわけだが、議会での審議の結果、「ドイツ人」という概念はあえて規定しないということに決まった<sup>178</sup>。なぜ、あえて無規定なままにされたのか。それは、「ドイツ人」の一体性を内外に向けて表明したいという意志からであった。将来、憲法の一部になるはずの法文の中で、あえて「ドイツ人」の定義を設けるということは、その一体性をドイツ人自ら疑問視していることを露呈してしまうことになりかねない。例えばヘッセン・ホンブルク選出のヤコブ・フェネダイは、フランスとドイツとを比較しながら、「あらゆるドイツ人」という表現について次のように率直に述べている。

現在ドイツには自立した諸州 (Provinzen) があるように、フランス革命以前のフランスにもそれぞれ独自に発展した地域があった。しかしフランスでは、フランス人とは何かについて詳しく説明しようなどとは誰も思わない。それゆえわれわれは、「あらゆるドイツ人」という表現をそのままにしておくべきなのだ<sup>179</sup>。

「フランス人」という言葉がフランス人にとって自明なものであるように、「ドイツ人」という言葉は自明でなければならないというわけである。しかしながらフランスでは、フランス人の概念を規定する法律として国籍法が憲法とは別に制定されていた。フェネダイはそれについて言及していない。

このような理解は、憲法委員会にも共有されていたようである。プロイセンのポンメルン選出で、憲法小委員会のメンバーであるゲオルク・ベーゼラーは、委員会を代表して次のように述べている。

---

<sup>177</sup> SBNV, 1.Band, S.729.

<sup>178</sup> SBNV, 1.Band, S.742.

<sup>179</sup> SBNV, 1.Band, S.739.

フランス人がその法律の中でフランス人について語らず、ベルギー人はベルギーについて語らない。同じようにわれわれはこの法律の中でドイツ人については語らない。なぜならば、ドイツ人という言葉で、ドイツという国家で国家市民権を持つ人のことを理解しているからだ。これは進歩なのだろうとわれわれは考えた。よってわれわれは法律でそれを定義しておきたいとは思わない。それはわれわれの政治的一体性に疑問を付すことのように思われるからだ<sup>180</sup>。

ベーゼラーは法律で「ドイツ人」の意味を説明することがドイツ人の「政治的一体性に疑問を付すことになると述べている。なぜなら、「ドイツという国家」が存在するのであれば（国民議会はその国家の憲法を作成しているわけだが）、ドイツ人がその国家の「国家市民」であることは自明のことだからである。ベーゼラーによれば、それは「進歩」なのであり、そこであえて「ドイツ人」の概念を説明することは、ドイツが「遅れている」ことを自ら表明してしまうことに他ならないというわけである。

とはいえたように、憲法小委員会の第一事案に付けられた「動機づけ」には、先に指摘したように、「ドイツ国家市民権の取得と喪失」に関する一般的規則の制定がその当時の法的状況から見て困難であるとする判断が明記されていた。「ドイツ人」の法的な規定をあえて行なわないことを積極的に肯定する上のベーゼラーの発言の背後には、既存の諸邦の法と新たに創設されるドイツ国家の法との間の関係をどう整理するのかという困難な問題が横たわっていたこともまたしかである。

### 「ドイツ人」の政治的・領域的理解

先の発言でベーゼラーは「ドイツ人」を「ドイツという国家で国家市民権を持つ人」のことであると述べ、「フランス人」や「ベルギー人」の概念と同列に扱っていることには注目すべきである。つまり彼は、ドイツ人概念をフランスやベルギーと同様の（すなわち「西欧型」の）政治的・領域的概念として理解しているのである<sup>181</sup>。

同様の見方は国民議会に広く共有されていた。それを誰よりも雄弁に述べているのが、ポーゼン問題の審議でも紹介したベルリン選出のヨルダンである。彼はまず、イギリスとアメリカの例を参照しながら「ネーション（国民）」の定義から説明を始める。

「ネーション（Nation）」の概念は、昔よりもはるかに広域的なものになっている。それは全く変わってしまったのだ。ナショナリティは血統や言語で境界づけられるものではもはやない。

<sup>180</sup> SBNV, 1.Band, S.738（傍点による強調は引用者による）。

<sup>181</sup> H.コーンの古典的研究以来、ドイツはしばしば、フランス、イギリスなどの「西欧型」の政治的・市民的ネーション概念に対して「東欧型」のエスノ文化的ネーション概念として取り扱われてきた。

それは政治的組織体、すなわち国家によって規定されている。イングランド人、スコットランド人、アイルランド人は全て一緒になって一つのネーションをつくりあげている。彼らはともにブリテン国民として統合されている。同じように北アメリカの様々な種族 (Stämmen) は大変に明瞭な一つのナショナリティを構成させている<sup>182</sup>。

ヨルダンによれば、「ネーション」の概念は言語や血統で定義づけられるものでは「もはやない」。ここでヨルダンは、ヘルダー以来の文化的でエスニックなネーション観を過去のものとして否定している。「ネーション」は国家という政治的組織体によって規定されるべきなのである。それをヨルダンは、イギリス（ブリテン）と北アメリカ（アメリカ合衆国）を例としながら述べている。イギリス、北米同様、ドイツの「ネーション」も複数の「種族」から構成される。そのような政治的・領域的な国民概念をドイツにも当てはめるのである。

ドイツに住んでいる人全員が、出生や言語においてはドイツ人でないとしてもドイツ人なのだ。われわれは彼らにそのことを宣言する。われわれは「ドイツ人」の語をより高度な意味へと引き上げる。今後「ドイツ」の語は政治的な概念になるのだ。

「出生や言語においてドイツ人でなくてもドイツ人だ」（！）という発言における後者の「ドイツ人」概念は、明らかに政治的・領域的なものである。出生や言語に基づくネーションから国家によって規定された政治的概念としてのネーションに変容するというヨルダンの見方は、後にフリードリヒ・マイネッケが『世界市民主義と国民国家』で論じた「文化ネーションから国家ネーションへ」という図式を先取りしているようにさえみえる<sup>183</sup>。ここでヨルダンが「政治的な概念」を主張するのは、新たに統一されるドイツ国家が、言語や出生においてドイツ人とは異なった複数の「種族」を包摂するものでなければならないという理解からである。

では、ここで政治的に定義された「ドイツ人」と言語や血統に基づく文化的な意味での「ナショナリティ」（第10条 § 47では「諸種族」と呼ばれていたもの）との関係はどのように考えられているのか。先に指摘した通り、それはドイツ文化の優越性を前提にした同化主義的なものであった。ヨルダンは非ドイツ人諸種族がドイツ人の優れた国民文化に同化され、将来的には消滅していくことを当然のこととして前提にしている。先の発言続けて、ヨルダンは次のように述べるのである。

それはそうと私は思うのだが、われわれの下にいる、依然として大変に強力な特定のナショナリティ (Particular-Nationalitäten) を徐々に、静かに消滅させるために、これ以上の方法はな

---

<sup>182</sup> SBNV, 1.Band, S.737 (以下のヨルダンの発言も同様、傍点による強調は引用者による)。

<sup>183</sup> Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat. Studien zur Genesis der deutschen Nationalstaat*. (Oldenbourg, 1908).

い。ある大きな全体に帰属していることの高揚感、自然に与えられたものではなく、人間の創作物である国家への誇りという意味での国民的誇りは、このような特定のナショナリティを沈黙させるのに最適である。

「特定のナショナリティ」（ポーランド人やチェコ人が想定されているのだろう）に属する議員も参加している国民議会の議場で、その「静かな消滅」や「沈黙させる」ことについて語るヨルダンの発言の露骨さは、現代の多文化主義の原理とは真っ向から対立するものだが、それはおそらく当時の自由主義者に広く共有されていた「進歩的」なネーション観であったのだろう（ヨルダンのこの発言は誰からも批判されていない）。政治的・領域的なドイツ人概念は、このようなドイツ文化優越的な同化主義と結びついていた。だが、そのようなヨルダンのネーション観は、先に見たポーゼン問題におけるように、ドイツ人がマイナリティの立場に転じた時、一挙にエスノ文化的な色調を帯びることになる<sup>184</sup>。

### 「ドイツ人」と「帝国市民」——憲法委員会の第二次案

「ドイツ人民の基本権」案は議会での審議の後、憲法委員会によって大幅に修正され、1848年12月6日の第130回議会において第二次案が報告された。第一次案の1条§1「あらゆるドイツ人は一般的なドイツ国家市民権を有する」という条文は、第二次案において「あらゆるドイツ人はドイツの帝国市民権 (das deutsche Reichsbürgerrecht) を有する」と変更されたうえ、1条§2に移された。「国家市民」が「帝国市民」と書き換えられたわけが、その実質的な意味（政治的・領域的概念としての意味）は変わっていない。そして、第二次案の1条§1として新たに「ドイツ人民は、ドイツ帝国を構成する諸国家の帰属者からなる」という条文が付け加えられたのである<sup>185</sup>。諸邦の国家帰属を前提とした連邦制的な「ドイツ人民」概念が明らかにされている。

また、第二次案の§1と§2には以下のような注釈がつけられている。この注釈の文言に法的拘束力はないが、憲法小委員会が「ドイツ帝国市民」の資格をどう捉えられていたのかが示されていてなかなか興味深い。

それによって帝国市民権が約束されるドイツ人であるという資格は、種族関係としてのナショ

<sup>184</sup> Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.118. ただし、ゴゼウインケルのようにポーゼン問題でのヨルダンの発言をとりあげて、エスノ文化的なナショナリズムへの転化と理解してしまうと、19世紀末の急進右翼のエスノ文化的なナショナリズムとの違いが見えにくくなる（注171参照）。1848年段階での自由主義者たちのナショナリズムは、教養市民のドイツ文化、すなわちヴィックの言う「文化 (Bildung)」の概念に基づいていて、それゆえに非ドイツ「諸種族」の同化が当然視されていたのである（Vick, *Defining Germany*）。これをあえて名づけるとすれば、「市民的」な（「エスニック」ではなく）文化ナショナリズムと呼ぶべきであろう。

<sup>185</sup> SBNV, 5.Band, S.3868-3869.

ナリティによって規定されるのではない。すなわちそれな、帝国内か、あるいは一つの邦の領土内で単に継続的に滞在することによってドイツ帝国の権力あるいはドイツ邦の一つの国家権力に服すること、その意味で帝國ないし帝国内の一国家に帰属することによってのみ根拠づけることができる。ドイツ帝国への帰属という根拠により、帝国市民の権利は損なわれることなく、国家に対する税負担が免除されるような放浪するドイツ人が発生してしまう可能性がありうる。(中略)もちろんこのような状況は認めることができない。だれもがどこか特定の国家に帰属していなければならない。それでこそ、ここに書かれた基本権それ自体が付与されるべきなのであり、ドイツ人としての資格はこのようにして説明されなければならない<sup>186</sup>。

わかりにくく、かつ訳しにくい文章なので説明が必要であろう。まず、最初の二つの文章では、帝国市民権が保障されている「ドイツ人」は、言語やエスニシティというエスノ文化的な基準（「種族関係としてのナショナリティ」）によって規定されるのではなく、帝國あるいは帝国を構成する国家の一つに帰属することによって得られるとされている。ここでのポイントは、これまで国民議会で繰り返し語られていた通り、ドイツ人概念が政治的・領域的に定義されているということにくわえ、帝國あるいは国家への帰属が「領土内で継続的に滞在すること」という居住原理によって根拠づけられるとされていることである。この論文の前半部で論じたように（前号参照）、居住原理は1830年代まで広くドイツ諸邦で実践されていた「暗黙的帰化」の前提にされていた原理である。だが、18世紀的領域国家に起源を持つこの暗黙的帰化の方法では、諸邦間で問題にされていた貧困移住者の帰属先を特定にとっては不十分であるということから、その後急速に廃止されるようになる。しかしここでは、居住原理が再び打ち出されているのである。それに対し、その後ドイツ諸邦で実際に広く共有されるようになった血統原理による帰属については全く言及されていない。

3番目以下の文章で続けて述べられているのは、§1にある「ドイツ帝国を構成する諸国家の帰属者」としてのドイツ人概念、すなわちドイツ人としての成員資格の連邦制的構造に関する説明である。ここで問われているのは、諸邦の国家に属することなく、ドイツ帝国にのみ属するということは可能なのかということである。もしそれが可能であれば、国家に対する税負担を負うことなく、帝国市民に認められた基本的権利だけは行使するというような「放浪するドイツ人」（続く1条§3では「ドイツ人」に帝国内の移動の自由が規定されている）の存在は認めることができないというわけである（そこには、帝國については国家に匹敵する税負担が存在しないということも示唆されている）。この注釈によれば、そのようなドイツ人の存在は認めることができない。これはドイツ国民議会が、「ドイツ人」であるためにはまず諸邦の国家に帰属しなければならない（「プロイセン人」「ザクセン人」「リッペ人」などとして）という連邦制的構造を温存していたということを示している。ドイツ革命は諸邦からなる連邦制的な統治構造を突き崩すことはできなかったのである。このような構造は、その後北ドイツ連邦、ドイツ帝国にも継承されていくことになる。

<sup>186</sup> SBNV, 1.Band, S.3869 (傍点は原文で強調されている部分、下線部は引用者による強調)。

### (3) 政治的・領域的概念としての「ドイツ人」——小括

「ドイツ人民の基本権」の第二次案の§1と§2は、1849年3月に最終的に決議されるドイツ帝国憲法の第6部1条の§131と§132に組み入れられることになった。しかし周知のように、ドイツ革命におけるドイツ統一国家建設の試みは失敗に終わり、結局この憲法は一度も実施されることができなかった。また、統一国家のためのドイツの国籍法は制定すらされなかった。だが、本章で論じてきたように、国民議会の選挙範囲の問題、「ドイツ人民の基本権」における「ドイツ人」の定義の問題をめぐる国民議会の議論から、この時点で国民議会の議員たちが「ドイツ人」をどのようなものと理解しようとしていたのかをある程度知ることはできる<sup>187</sup>。

ここでその要点をまとめてみると、第一に、ポーゼンにおけるエスノ文化的な基準に基づく東西の分割を別にすれば、「ドイツ国民」の範囲は基本的に政治的・領域的に定義されていた。プロイセン領の東西プロイセン、シュレスヴィヒ大公国は既存のドイツ連邦には入っていなかったが、どちらも政治的・領域的理由でドイツ国民議会における「ドイツ連邦」の範囲には組み入れられていた。また、「ドイツ人」概念が国家によって規定され、それがドイツという国家に属する国家市民のことを意味するという理解が多くの議員によって表明されていた。それに対し、ヘルダーからフィヒテ、アルント、ヤーンを経て展開されていた、ドイツ・ロマン主義に根ざした言語や血統に基づくエスノ文化的なネーション概念は真剣に問題にされることがなかったどころか、明確に否定されていた。また、憲法委員会が「ドイツ人の基本権」第二次案の注釈で示した文章によれば、領域内の継続的な滞在に基づく居住原理によってドイツ人としての資格を根拠づけていた。仮にこれが国籍法における国籍資格の条件になっていたとすれば、エスノ文化的なネーション概念とは最も親和性の低い規定になっていたんだろう。

第二に、ドイツ人としての資格は、ドイツ帝国という目指すべき統一国家に直接帰属することによってではなく、ドイツ帝国を構成する諸国家（すなわち諸邦）に帰属することによって間接的に得られるという連邦制的な成員資格の構造をとっていた。これは、ドイツ革命をもってしも諸邦の国家の枠組みを解体することはできなかったことを示している。

いずれにしても、ドイツ革命時の国民議会において、実効的な統治能力をもつ統一国家を創出するためには諸邦国家の力を借りなければならず、そのためには諸邦国家の枠組みを前提にせざるを得ない（内部での政治改革は必要であるにせよ）ということが広く（一部の急進主義者を除けば）認識されていたように思われる。仮にエスノ文化的に定義された「ドイツ人」が居住する地域全域を統治するようなドイツ国家を創出しようとすれば、既存の諸邦の枠組みは根本的に変更せざるを得なくなる（例えば、オーストリアの分割など）。しかしそれは事実上不可能と言わざるを得な

---

<sup>187</sup> 国民議会の議員たちの8割近くが大学卒の学歴を持っており、職業としては法律家や官僚が多かったとされる。つまり彼らは当時のドイツにおいて、高い教養を持ったエリートたちであった（Sheehan, *German History*, pp.676-677）。

い。国民議会の議員たちがエスノ文化的なドイツ人概念をあえて封印し、政治的・領域的でかつ連邦制的な国民概念を打ち出したことの理由の一つは、こうした現実的判断にあったのではないかと考えらえる。

## VI 北ドイツ連邦とドイツ最初の国籍法の成立 ——連邦制国家とナショナルな結合

### (1) ドイツ統一と国籍法

#### 最初の「ナショナル」な国籍法

ドイツ革命はドイツの統一国家を構築することに失敗した。ドイツの統一は結局のところ、プロイセン王国の圧倒的な軍事力とビスマルクの政治指導によって「上から」実現されることになった。まず、1866年の普墺戦争に勝利したプロイセンは、シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国に加え、オーストリア側についたハノーファー王国、ヘッセン選帝侯国、ナッサウ公国、自由都市フランクフルトを併合した。こうしてさらに強大化したプロイセンは1815年以来ドイツを包括する政治的枠組みを形成してきたドイツ連邦を解体し、プロイセン主導の下であらたに北ドイツ連邦を創設した。1867年4月のことである。この北ドイツ連邦にはプロイセン王国を含むマイン川以北の22邦（ヘッセン大公国は北部のみ）が加入した。その後、1870年7月に始まった普仏戦争を契機にヘッセン大公国南部、バーデン大公国、ビュルテンベルク王国が北ドイツ連邦に加わり、さらに普仏戦争でプロイセンが勝利した直後、1871年にバイエルン王国も加わってドイツ帝国が成立するに至るのである。ドイツ帝国は、ドイツ連邦には加入していたオーストリアとルクセンブルクを除外した25の諸邦からなる「小ドイツ」の統一ではあったが、これがドイツにおける最初の国民国家となつた。

ドイツの国家的統一とともに、ドイツの国籍法も形成された。ドイツの国籍法はまず、北ドイツ連邦が成立してから約3年後、普仏戦争直前の1870年6月に北ドイツ連邦の国籍法（「連邦籍および国家籍の取得と喪失に関する法律」）として制定された。その後、北ドイツ連邦がドイツ南部に拡大するとともに国籍法の範囲も拡大し、1871年にドイツ帝国が成立するとともにその国籍法（「帝国籍および国家籍の取得と喪失に関する法律」）となった。しかし、法律の内容は北ドイツ連邦の時代のものからほとんど変化していない。よって、1870年制定の北ドイツ連邦の国籍法をもってドイツの最初の「ナショナル」な国籍法の成立と見なすことができる。

#### 成員資格の連邦制的構造

北ドイツ連邦は、プロイセンを含む23の諸邦からなる連邦制国家だった。その構造が北ドイツ連邦の国籍法にも反映している。「連邦籍および国家籍の取得と喪失をめぐる法律」という名称からもわかるように、ここには「連邦籍（Bundesangehörigkeit）」と「国家籍（Staatsangehörigkeit）」

という二つの成員資格が並存しあっている。そのような連邦制的構造はのちのドイツ帝国の国籍法にもそのまま受け継がれていく。

それ以前のドイツ連邦と異なり、たしかに北ドイツ連邦は単なる国家連合ではなく、それ自体が一つの国家的統一性をもっていた<sup>188</sup>。特に、男子普通選挙によって選出される議員からなる代表機関として「帝国議会」が設置されたこと、そしてそれ自身の憲法が制定されたことの意義は大きい。それとともに北ドイツ連邦は「連邦籍」という「ナショナル」な成員資格（「北ドイツ人」としての資格）を創出した。しかし、既存の諸邦の国家帰属はそのまま残り、北ドイツ連邦への帰属（「連邦籍」）は、各邦の国家に「国家市民」ないし「臣民」として帰属すること（「国家籍」）を通して間接的に得られるという連邦制的な成員資格の構造が成立したのである。それは、国民が全員直接に国家に帰属するという国民統一的な成員資格（フランスの国籍にみられるような）とは大きく異なっている点である。

そのような成員資格の構造は、「連邦帰属者（Bundesangehörige）」の権利を定めた憲法3条の以下のような込み入った規定のなかに表われている。そこでは、諸邦を超えた北ドイツ連邦全体に帰属する成員の地位を「一つの共通の内国籍（ein gemeinsames Indigenat）」と呼んでいる。しかしその「共通の内国籍」は各邦の国家帰属を前提としている。

連邦領の全範囲に対し、一つの共通の内国籍が存在している。共通の内国籍には一邦の国家帰属者（臣民、国家市民）が他邦でも内邦人（Inländer）として扱われ、それに応じて居住地、営業活動、公務、不動産の取得、国家市民権の取得その他全ての市民的権利の享受が自国民と同じ条件で認められ、法的訴追や法的保護に関しても同等に扱われるという効力を伴う。

これらの権限を行使するにあたり、連邦帰属者（Bundesangehörige）は出身地の邦の政府によっても、また他の邦の政府によっても制限されてはならない<sup>189</sup>。

ここで「共通の内国籍」が持つ効力は、北ドイツ連邦に属するある邦の国家帰属者が他の邦の国家帰属者と同等に扱われるということにすぎない。居住地、営業活動などの「国家市民権」や、国家市民が享受できる法的保護などは、国家帰属者に認められているはずの権利であり（しかしそれは諸邦の法的権限の範囲にあり、それについては北ドイツ連邦の憲法は明言しない）、その権利がどの邦に帰属する者も連邦内では同等に扱われなければならないということがこの条文では書かれているのである。言い換えるならば、「共通の内国籍」とは実のところ、諸邦の国家帰属者が同等に扱われなければならないということ表現するためのダミー概念としての意味しかもたず、実質的な権利は先ず諸邦に帰属する「国家市民」に認められているのである。北ドイツ連邦の成員が皆平

<sup>188</sup> Grawert, *Staats und Staatsangehörigkeit* (注6参照), S.200.

<sup>189</sup> “Verfassung des Norddeutschen Bundes,” *Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes*, 1867, S. 3 (傍点による強調は引用者による).

等であるということを直接規定するのではなく、諸邦国家の成員が相互に平等であるということを通じて、それを間接的に表現しているのがこの3条である。

この3条にある「連邦帰属者」と「国家帰属者」との関係を明確化したのが1870年の国籍法だった。その1条では「連邦籍はある邦の国家籍を通じて取得され、その喪失によって失効する」とされる。その上でこの国籍法は、2条以下で各邦での「国家籍」の取得と喪失をめぐる様々な規定が列挙される。どこかの邦で国家籍を取得することで「帝国籍」が取得でき、それによって「共通の内国籍」の保持者としてどこの邦に行っても平等に市民的権利や法的保護を保障されるというのが、ドイツ独特の連邦制的な成員資格の構造である。

これをフランスの例と比較すると、国民国家としての成員資格としては一体性を欠いた「不完全」なものに見える。じっさい国籍制定に至る北ドイツ連邦の帝国議会での審議において国民自由主義者の議員たちから問題にされた点も、この「不完全性」と関係している。諸邦の国家帰属を通して連邦帰属を定義するという連邦制的構造のなかで、どの程度連邦全体のドイツ全体の「ナショナル」な一体性を確保できるのか。それが帝国議会での論争に共通する問題だった。それについて、これから見していくことにする。

## (2) 北ドイツ連邦の国籍法制定に向けて

### 国籍法制定に向けた提案

1870年6月1日付で制定された北ドイツ連邦の国籍法は、ドイツ最初の「ナショナル」な国籍法であったというだけではない。それは男子普通選挙による議会での審議を経て制定された、最初の「民主的」な国籍法でもあった（それ以前のドイツ諸邦の国籍法は、主に法務官僚の手で制定されていた）。その議会での審議から、その当時に国籍法が持っていた様々な問題点を伺うことが可能である。

まず、国籍法の制定それ自体が北ドイツ連邦成立から約2年が経過したころ、帝国議会からの提案で開始されたという点は注目に値する。それは、北ドイツ連邦政府が国籍法を喫緊な政治課題とはみなしていなかったことを示すものだろう。提案は1869年5月20日に、プロイセン王国内ポーゼンのフラウシュタット選出のマクシミリアン・フォン・プットカマー（Maximilian von Puttkamer）とザクセン王国のライプチヒ選出のマルティン・エドゥアルト・シュテファニ（Martin Eduard Stephani）の両名によって行われた<sup>190</sup>。その提案理由が興味深い。プロイセンの州議会議

<sup>190</sup> *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes* (以下SBND), 1. Legislatur-Periode – Session 1869, 2. Band, (42 Sitzung, 20. Mai 1869), S.992-993. しかし、首相府長官デルブリュックの1868年6月18日の発言に見られるように、政府側もその必要性は認識していたようであ（SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1868, 1. Band, S.550）。なお、プットカマーとシュテファニはともに国民自由党の所属である（*Hirth's Parlaments-Almanach für 1869*. Verlag von Franz Duncker, 1869, S.197-198 219-220）。

員でもあるプットカマーの説明によれば、プロイセン州議会でプロイセンの国籍法（臣民法）の改定が審議されたが、結局廃案になってしまった。その理由は、その時の国籍法案がプロイセン人以外をみな「外国人」として扱っている点の問題が指摘されたからであった。北ドイツ連邦成立後、連邦憲法の規定に従うなら連邦帰属者（「北ドイツ人」）とそれ以外の人々（非「北ドイツ人」）には区別が設けられるはずであるが、その規定を州議会で決めるとはできない。そこでプットカマーはシュテファニと連名で、帝国議会において「北ドイツ人市民権の取得と喪失に関する法律」の作成を提案することになったというのである。すなわちここには、北ドイツ連邦の成立後、邦レベルでは「外国人」を規定できないという法実務上の問題から、連邦レベルにおける国籍法の制定が求められたわけである。

### 連邦参議院による最初の法案

プットカマーとシュテファニの提案を受け、翌1870年2月25日に、諸邦政府の代表から構成される連邦参議院（Bundesrat）から最初の国籍法案が帝国議会に提出された<sup>191</sup>。この法案はその後3月10日と5月20日の二回にわたり帝国議会での審議が行われ、それを踏まえて新たに出された法律案が5月21日に可決され、6月1日に法律として発布される運びとなる。審議の過程（それをこれから検討していくが）でいくつかの問題点が指摘され、多少の変更はなされたが、連邦参議院が最初に提出した法案の基本的内容はほぼそのまま法律化されている。

この法案に示された、北ドイツ連邦の国籍法を特徴づける二つの点をあげておこう。一つは、すでに論じた連邦制的構造、すなわち国家籍を通じて間接的に連邦籍を取得するという成員資格の構造である。もう一つは、プロイセン臣民法の強い影響である。国家籍に関する規則は多くの点で基本的にプロイセン臣民法をほぼ踏襲したものになっている。

連邦制的構造は、1条における「連邦帰属」についての規定のなかで明らかにされている。それによれば、「連邦帰属（Bundesangehörigkeit）は一つの邦の国家籍（Staatsangehörigkeit）を通じて取得され、またその喪失とともに失効する」とされる。法案に付された提出の「動機づけ」のなかで、同じ連邦国家であるアメリカ合衆国やスイスの例の比較が行われている。

連邦憲法と立法によって根拠づけられた、北ドイツ人が連邦および個々の邦との間に持つ関係の中核概念である連邦帰属は、アメリカ合衆国の連合市民権（Unions-Bürgerrecht）のように直接的で自律的な法関係ではない。それはスイスの市民権におけるカントン籍（kantonale[s] Indigenat）と同様、個々の邦への帰属がその基礎であり、前提であるとされる（連邦憲法3条）<sup>192</sup>。

このように北ドイツ連邦での連邦帰属は、アメリカ合衆国のそれとは異なり「直接的で自律的」

<sup>191</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 3. Band, Nr. 11, S. 153-155.

<sup>192</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 3. Band, Nr. 11, S. 155.

ではなく、各邦への帰属（国家籍）に基づき付けられたもの（すなわち「間接的」なもの）と明瞭に説明されている。その点において北ドイツ連邦の連邦籍と国家籍との関係は、スイスの連邦帰属とカントン籍との間の関係と同様だとされる。

2条は諸邦の「国家籍」の資格要件を定めたものであり、この国籍法における中心的な条項である。その要件として①血統、②認知、③結婚、④授与（Verleihung）の四つが列挙されているが、これはプロイセンの1842年の臣民法（IVを参照）の1条をほぼそのまま踏襲したものになっている。また、プロイセン臣民法の13条にあった「われわれの国内での居住は、それ自体では将来プロイセン人としての資格を根拠づけることはない」という条文、すなわちそれまでの居住原理を明示的に否定した条文も、北ドイツ連邦国籍法の12条に「一邦内での居住は、それ自体では国家帰属を根拠づけない」として継承されている。プロイセンが進めた国籍の脱居住原理の方針が北ドイツ連邦にも受け継がれたわけである。さらには、10年間国外に滞在することで臣民資格を失うとされたプロイセン臣民法15条3）と23条の規定もまた、北ドイツ連邦の国籍法案の13条3）と21条に引き継がれた。このように、プロイセン臣民法の強い影響は明らかで、R.グラーヴェルトは「国籍法ほど北ドイツ連邦が拡大されたプロイセンであるということを明確に表現しているものはない」と述べるほどである<sup>193</sup>。北ドイツ連邦がプロイセンの軍事的霸権によって創設されたことを考えれば、それも当然のことであろう。しかし本論文のIVで考察した通り、このような「プロイセン化」はすでにゴータ条約を通じて1850年代から始まっていた。諸邦政府にとって、北ドイツ連邦におけるプロイセン型の国籍法の制定はすでに既定路線であったかもしれない。

帝国議会の審議では、帰化の規定における成員資格の連邦制的構造と、10年間の国外滞在による国籍喪失の規定（21条）が問題にされた。そのどちらも、「北ドイツ人」の同一性を確定し、その一体性を保持するはずの「ナショナル」な国籍法としての不完全性に関わるものだった。そのような不完全性が、国籍法を通じて「ナショナル」な同一性・一体性を求めるとする帝国議会の自由主義派の議員たちから異議が唱えられたのである。これから、その論争の経緯を見ていくことにしよう。

### （3）帰化をめぐって —— 帝国議会での争点①

#### 「北ドイツ人」の帰化／「外国人」の帰化

帝国議会での審議で争点となった点の一つは、2条の「国家籍取得の方法」の四つ目に挙げられていた「授与」をめぐってである。ここで「授与」とは、これまで「明示的帰化」と呼ばれてきたものと同じであると考えてよい。すなわち申請者が帰化を申請し、政府がその人物の帰化を認めて帰化の証明書を授与するという手続きによって国籍を取得する方法である。連邦参議院の国籍法案では、6条で「授与は上位の行政部局が作成した帰化証書（Naturalisations-Urkunde）によって実

<sup>193</sup> Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.203.

施される」とされるように、行政機関による明示的な承認手続きを経て帰化が認められるのが「授与」である。

問題になったのは、連邦帰属者（すなわち「北ドイツ人」）が他の邦に帰化する場合と、非連邦帰属者（「外国人」）が北ドイツ連邦内の邦で帰化する場合との間に明確な違いがつけられていないことであった。その連邦制的構造から、北ドイツ連邦における帰化には、連邦内の諸邦間の帰化と、連邦外からの帰化の二つの異なる種類の帰化が存在していた。一つは、北ドイツ連邦内のある邦の国家帰属者が他の方の国家籍を取得すること（例えばオルデンブルク人がプロイセン人になること）であり、もう一つは北ドイツ連邦以外の国家の帰属者が邦の一つで帰化手続きを行なって北ドイツ連邦帰属者になること（例えばイギリス人がバイエルンで帰化して「北ドイツ人」になること）である。しかし、参議院が提案した法案ではこの二種類の帰化の差異が明確になっていなかった。双方の場合とも6条に従って「上位の行政部局が作成した帰化証書」の授与を求めていた。しかも条文では、どちらの帰化に対しても「帰化（Naturalization）」という同一の表現が用いられていた<sup>194</sup>。つまり、「北ドイツ人」と「外国人」とが、帰化手続き上同等に扱われていたのである。「外国人」と「同胞」との区別を曖昧にするようなこうした規定は、北ドイツ連邦を「ナショナル」な国家（国民国家）であるとみなす観点からすれば不完全なものであった。

とはいえる、法案での条文の内容をみれば、両者の帰化の条件は明らかに異なっていた。連邦帰属者は連邦内での移住の自由が認められていたが、1867年の「移動の自由に関する法律」において、物乞いを繰り返す、浮浪の罪で罰せられている、経済的な自活能力がないなどの場合は例外的に移住が制限されていた<sup>195</sup>。国籍法の7条は、これらの例外事項に該当しない限り、連邦帰属者は移住先の邦において申請すれば必ず「帰化証明書」が授与されることになっていた。すなわち、彼らには帰化請求権に近いものが認められていたわけである。その一方で「外国人（Ausländer）」に対しては、諸邦の政府が裁量でその帰化を決定することができた。国籍法8条にはその条件として①祖国の法律で「行為能力がある」とされていたこと<sup>196</sup>、②品行が方正であること、③居住地を持っていること、④自分と家族を養えることの四つがあげられているが、諸邦の政府はこの条件を自由に解釈して申請者の帰化について判断を下すことができた。このように、連邦帰属者の帰化と「外国人」の帰化の間には実質上かなりの差違がもうけられていたのである。

<sup>194</sup> 当時の帰化を意味するドイツ語として“Naturalisation”の他に「受入れ（Aufnahme）」という語があった。連邦参議院の法案に付された「動機づけ」のなかでこの両者が互換的に用いられている。

<sup>195</sup> 「移動の自由に関する法（Gesetz über die Freizügigkeit）」は1867年11月1日に北ドイツ連邦の法律として成立している。Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes, 1867, S.55-58に法文が掲載されている。1842年にプロイセン王国で出された「移住者の受入れに関する法律」は、ゲマインデから移住の自由を制限する権限を奪い、プロイセン国内での移動の自由を促進するものであったが、「移動の自由に関する法律」はそれを北ドイツ連邦全体に拡大したような内容である。例えば「将来の貧困の憂慮だけ」でゲマインデは移住者の受入れを拒否できないという条項は、「移動の自由に関する法律」の4条にも取り入れられている。

なお、9条においては国家の行政機関、学校、教会、ゲマインデにおいて公職についた場合には、帰化が認められた者と同様に「帰化文書」が授与されることになっていたが、この場合には、連邦帰属者と外国人との区別は設けられていない。また、帰化文書の作成と授与を担当するのは、プロイセン臣民法では単に「警察」とされていたのに対し、北ドイツ連邦の国籍法案では「上位の行政機関」によるものとされ、帰化業務をより集権的なものにしようとする意図が示されている。

帰化に関しては、このように連邦帰属者と「外国人」との間に実質上の差異がもうけられていたのにもかかわらず、帝国議会で問題になったのは、そのいずれの場合においても「帰化証書の授与」という同様の手続きが求められていたことであった。

まず、プロイセン西部のヴェストファーレン地方にあるハム・ゼスト選出のフローレンス・ハインリヒ・フォン・ボックム＝ドルフス (Florens Heinrich von Bockum-Dolffs) は、憲法3条の「連邦帰属」の概念に言及しながら、連邦参議院提出の法案を、以下のように批判している<sup>197</sup>。

連邦憲法3条では、そこで表記された利点〔居住の自由を含む様々な市民的権利や法的保護の保障——引用者〕が全連邦帰属者に認められている。しかし、連邦参議院が提出した提案にはこの条項が考慮されていない。すなわちこの法案は、外国人のみならず連邦帰属者にも受け入れ証書 (Aufnahmewerkunde) を、この法案で呼ばれている言葉では「帰化証書」を取得することを、彼らの全ての権限を行使する前に要求している<sup>198</sup>。

憲法3条で連邦籍者には連邦内での居住や経済活動の自由は認められている。居住する邦で国家籍を取得するか否かは政治的権利（選挙における投票権）の有無にかかわるものである。政治的権利を得るには移住先の邦において帰化をしなければならない。プロイセン人がプロイセン内で別のゲマインデに移住するのであれば、一定期間滞在を続ければ自動的に当地で政治的権利を得られるのに対し、プロイセン人が例えザクセンに移住した場合、正式な帰化手続きをしなければザクセンでの政治的権利が得られない。ボックム＝ドルフスはこの矛盾を指摘する。北ドイツ連邦内であれば、「北ドイツ人」がどこに住んでいても政治的権利を得られなければならないのではある。しかし、この法案ではそうなっていない。

あるゲマインデから別のゲマインデに移住したプロイセン人は、新しいゲマインデに6ヶ月間

<sup>196</sup> ここで「行為能力がある (dispositionsfähig)」とは成人に達しているということを意味している (Wilhelm Cahn, *Das Reichsgesetz über die Erwerbung und den Verlust der Reichs- und Staatsangehörigkeit vom 1. Juni 1870 erläutert mit Benutzung amtlicher Quellen und unter vergleichender Berücksichtigung der ausländischen Gesetzgebung*, (3. veränderte Auflage), J. Guttentag, Verlagsbuchhandlung, 1908, S.72.)。

<sup>197</sup> ボックム＝ドルフスはカソリック系自由主義者の会派である「自由連合 (Freie Vereinigung)」に属する議員である (*Hirth's Parlaments-Almanach für 1869*, S.128)。

<sup>198</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.252.

滞在すればこの権利を手にする。しかし〔別の邦に〕移住した連邦帰属者は〔投票所の前で〕断われて次のように言われる。「君は受入れ証書で自分の資格を証明しなければならない。ということは当然、今回の選挙ではもう無理なのだが。」

ヴィースバーデン管区選出のカール・ブラウン（Karl Braun）もボックム＝ドルフスと同様の問題を指摘している<sup>199</sup>。

連邦参議院は移動する内国人すなわち連邦帰属者と、移動してきた外国人すなわち非連邦帰属者とを区別せず、どちらにも「帰化」を求めている。私の立場からすれば、それは決して認められない<sup>200</sup>。

さらに続けてブラウンは、イギリスやフランスと比較して、自国内で自国民に帰化を求めるドイツにおける帰化制度の異質さを指摘している。イギリスやフランスでは国内の移住に帰化が求められることはない。しかしどイツでは国内移住の場合にも帰化が求められているのはなぜか。「帰化」とは一体何なのであろうか。そうブラウンは問いかける。

文明化された世界における帰化とは何だろうか？ 考えてみたまえ。イギリスでウースター州からヨークシャー州に移住した場合、その人物はヨークシャー州で帰化するだろうか。また、フランスで誰かがノルマンディーやヴァンデからアルザスに移った場合、その人物がアルザス人に帰化したというのであろうか。そんなことはない！ 人はナショナルな帰属が変わった時にだけ帰化をするのである。つまり、イギリス人がフランス人になったり、ドイツ人がイギリス人になる時にだけに。ナショナルな本性（nationale Natur）が変更される場合、それを帰化（Naturalisation）と呼ぶのである。

ブラウンによれば、帰化とは「ネーションの帰属」や「ナショナルな本性」が変更されることを意味する。しかし、ドイツ人がドイツ内のある邦からある邦に（例えばシュヴァルツブルク・ゾンダーハウセン侯国からザクセン・マイニンゲン大公国に）移住したとしても、決してその「ナショナルな本性」が変わるわけではない。であれば、「帰化」を求められる必要はない。そうブラウンは主張するのである。

このような観点から、ボックム＝ドルフスとブラウンはそれぞれ国籍法の改定案を提出している。ボックム＝ドルフスの改定案は、2条の国家籍の資格条件の一つに「他の邦からの移住（Zuzug）」

<sup>199</sup> カール・ブラウンは国民自由党に属する政治家である（*Hirth's Parlaments-Almanach für 1869*, S.130）。

<sup>200</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.254 (傍点による強調は引用者による)。

を加え、原案にあった「授与」は非連邦帰属者（「外国人」）のみに限定するというものである<sup>201</sup>。その上で、「他の邦からの移住」に関しては、「移動の自由に関する法律」の条件を満たしている限り、移住先の邦における滞在が証明されれば、明示的な帰化手続きなしにその邦の国家籍が得られることにする。これにより、「帰化」は非連邦帰属者のみに求められるが手続きとなるわけである。他方、ブラウンの改定案は、連邦帰属者の「帰化」の条件を定めた7条を削除して新たな条項に置き換える。連邦帰属者は移住先の邦の町村の役所に申請を出すだけでその邦の国家籍が得られるとする<sup>202</sup>。しかも町村の役所は、申請を受けてから24時間以内に「無料で印紙不要の証明書」を発行しなければならないとされた<sup>203</sup>。両者の提案は、連邦帰属者が他邦の国家籍を取得する方法こそ違っているが、連邦内での「帰化」の手続きを不要にするという点では一致している。

### ナショナルな一体性か、国家との結合か

ボックム＝ドルフスとブラウンの改定案はまた、北ドイツ連邦の国籍法ができる限り「ナショナル」なものへと近づけようとする方向性においても一致していた。彼らにとって、北ドイツ連邦内の移住に「帰化」を求める原案は、国民国家としての北ドイツ連邦の「ナショナル」な一体性を否定するものだった。しかしこのような自由主義者の意見に対し、連邦参議院の側からは反論がなされた。例えば連邦参議院でヘッセン大公国の全権を担った枢密公使のカール・フォン・ホフマン（Karl von Hofmann）はボックム＝ドルフスの提案に対し、「意志行為（Willensakt）」なしに自動的に国家籍が取得できてしまうことが問題であると主張した<sup>204</sup>。移住による他邦の国家籍の取得は、血統や結婚による暗黙的・自動的な国籍の取得とは区別される必要がある。移住による他邦の国家籍の取得においては、「当事者個人の意志なしに国家籍の取得を認めてしまうことは、あらゆる国家法的な根拠に矛盾する」というのである<sup>205</sup>。ナショナルな一体性の維持よりも、当人の国家への帰属意志を重視する立場である。

他方、連邦首相府長官のルドルフ・フォン・デルブリュックは、連邦帰属者にも外国人にもともに「帰化」が求められていることに異論を唱えたボックム＝ドルフスやブラウンに同意を示し、連邦帰属者が他邦の国家籍を取得した際に与えられる証明書を「受入れ証書（Aufnahme-Urkunde）」とし、外国人がドイツの国家籍を取得した際に与えらえる「帰化証書」と区別してはどうかという提案を行っている。しかしデルブリュックは、連邦帰属者が他邦の国家籍を取得した際に求められている明示的「授与」の手続きを省略するという二人の提案には反対している。ブラウンの提案の

<sup>201</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 4. Band (Nr.37), S.247.

<sup>202</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 4. Band (Nr.45), S.255.

<sup>203</sup> 連邦参議院の原案では、25条で帰化文書発行の際の印紙代として1タラーが求められていた。

<sup>204</sup> カール・フォン・ホフマンについては、“Archivinformationssystem Hessen”のサイトにある“Biographische Information”で簡単な経歴が確認できる（<https://arcinsys.hessen.de/arcinsys/detailAction.action?detailid=v1039547>、最終アクセス2022年1月9日）。

<sup>205</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18.Sitzung 10. März 1870), S.252.

場合、国家籍申請者は地元の行政府に申請を行うだけで原則国家籍取得が可能であり、申請者は単に行政府から申請の受領証だけをもらうことになる。デルブリュックによれば、そのような単なる受領書が「帰化証書」と同等の役割を果たすなどということはあってはならない。連邦帰属者にも外国人同様、行政府から証明書が授与されなければならない。「北ドイツ人のために高位の行政機関から受入れ証書が発行されること、単なる申請書（Anmeldeschein）ではなく本当の証書（eine wirkliche Urkunde）が発行されることを諸政府は重要視している」からである<sup>206</sup>。

デルブリュックが、「高位の行政機関からの正式の証書」の授与にここまでこだわることの理由の一つは、国家籍が政治的権利と結びついていることにある。政治的権利が誤って行使されではない。しかし、単に申請の際の受領書だけを根拠にして選挙人登録が行われてしまえば、「選挙権を行使した後で、間違って選挙人名簿に登録されていたとする抗議が発生する懸念」が生まれる。ブラウンの提案によれば、帰化申請者は地元の行政機関に申請することになっていた。しかしそれでは、申請した人間が連邦帰属者であるのか、「外国人」であるのかを判断するのは難しいし、誤りも生じやすい。しかし、「申請による国家籍取得手続きをやめて帰化証書を与えるのであれば、そしてその授与を高位の行政機関の手に委ねるのであれば」、その誤まりは断つことができるだろうとデルブリュックは主張する。さらにもう一つの理由は、高位の行政機関が証書を授与するという手続きそれ自体の神聖性である。国家籍の取得は「居住地が移動した際に警察の窓口で行う申請のような〔平凡な——引用者による挿入〕行為に結び付けられるのではなく、確かな式典行為（einer gewissen Feierlichkeit）に囲まれて」こそ意味を持つとデルブリュックは語っている<sup>207</sup>。証書の授与という「式典行為」によって取得される国家籍には、ある種の神聖性を伴った特別な意味が付与される。デルブリュックが「政治的権利の真髓」とみなす選挙における投票行為も、このような手続きを経て得られた国家籍によって可能となるべきなのである。

このように政府側を代表する二人は、国籍法を「北ドイツ人」の一体性を前提にした「ナショナル」な制度に近づけようとする自由主義者議員に対し、あくまで国籍を国家的なもの、すなわち諸邦国家と個人とを実質的に結びつける「国家籍」を基礎に置く立場を堅持している。フォン・ホフマンは当事者の国家への帰属意志の重要性を指摘し、デルブリュックは高位の行政機関による授与という手続きの意味を重視しているのである。そこで個人と国家は、帰属意志の表明と証書の授与による双務的な関係によって結びつけられるものとみなされている<sup>208</sup>。北ドイツの「ナショナル」な共同体への帰属も、諸邦における国家と「国家市民（Staatsbürger）」との双務的な契約共同体によって基礎づけられていた。

帝国議会での審議の結果、ボックム＝ドルフスやブラウンの改定案は受け入れられなかったもの

<sup>206</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.259.

<sup>207</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.260.

<sup>208</sup> 北ドイツ連邦の国籍法における帰属の「契約的基礎」については、コゼヴィンケルも指摘しているところである（Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.168-169）。

の、6条と7条において帰化の際に「授与」される書類の名称が、外国人に対しては「帰化証書 (Naturalisations-Urkunde)」、連邦帰属者に対しては「受入れ証明書 (Aufnahm-Bescheinigung)」と使い分けられることになった<sup>209</sup>。デルブリュックのアイデアが受け入れられたかたちである。

その後5月21日で議会での審議を経た後<sup>210</sup>、6月1日に「連邦籍および国家籍の取得と喪失に関する法律」として発布された北ドイツ連邦の国籍法では、原案の2条の4)に置かれていた「授与」が、「北ドイツ人に対しては受け入れ」「外国人に対しては帰化」という二つの項目に分けられた。その結果、国家籍取得の方法は以下のように5つに増えた。

連邦の一つの国家籍は今後以下の方法によってのみ根拠づけられる。

- 1) 血統による
- 2) 認知による
- 3) 結婚による
- 4) 北ドイツ人に対しては受入れ (Aufnahme) による
- 5) 外国人に対しては帰化 (Naturalisation) による<sup>211</sup>

これに相応して6条から8条が変更され、北ドイツ人の帰化の場合は「受入れ文書 (Aufnahm-Urkunde)」、外国人の帰化の場合には「帰化文書 (Naturalisations-Urkunde)」が授与されることになった。なお、外国人の帰化の条件（8条）、「高位の行政機関による」とされた文書の作成・授与の手続き（6条、8条）については、原案の規定がそのまま残されている。

このように、自由主義議員の改定案をめぐる審議を経て、「北ドイツ人」の帰化と「外国人」の帰化の区別が少なくとも条文上は明確になり、自国民の扱いと外国人の扱いとを明確に区別する「国民国家」の国籍法としての体裁は整えられた。しかしながら、「北ドイツ人」に対しても、「外国人」に対しても申請と証書授与による明示的手続きを必要とするという原案の基本方針には変化はなかった。つまり、実質上は北ドイツ連邦の「ナショナル」な一体性よりも、諸邦国家とその国家帰属者との結合に比重が置かれ、さらには国家と国家帰属者との間には「シヴィック」な双務的契約関係まで想定されていたのである。

---

<sup>209</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.263; SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 3.Band (Nr.50), S.262.

<sup>210</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (51. Sitzung 10. März 1870), S.252.

<sup>211</sup> *Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes*, 1870, Nr.20, S.355. この条項にはさらに「養子縁組それだけではこの効果を持たない」とされ、養子縁組は排除している。これも1842年のプロイセン臣民法を継承している。

#### (4) 10年間の外国滞在による国籍喪失をめぐって —— 帝国議会での争点②

##### 血統原理、居住原理、意志原理 —— 「寸断されたナショナリティの紐帶」をめぐって

先に述べた通り、連邦参議院の国籍法案はプロイセンの臣民法から血統原理を継承していた。「血統」は2条において国籍取得の第一番目に挙げられているだけでなく、3条では「北ドイツ人の嫡出子は、たとえ外国で出生しようとも血統により父親の国家籍を取得する」とされ、血統原理は国外で出生した北ドイツ人の子供にも拡張されていた。しかしながら、13条3) および21条においては、10年間の外国滞在によって国籍が失われるという規定もまたプロイセン臣民法から継承していた。そのため、例えば血統原理により生まれながらにしてプロイセン人であり北ドイツ人であったような人間でも、10年以上国外に住み続ければそれだけでプロイセンの国家籍と北ドイツの連邦籍をともに喪失することになったのである。つまりこの国籍法においては、国籍取得においては血統原理を採用しながら、喪失においては居住原理が血統原理に優先するという仕組みになっていたのである。帝国議会で争われた二つ目の大きな問題はこの規定、すなわち10年の外国滞在による国籍喪失に関してであった。

連邦参議院はこの規定について、「連邦領の大部分すでに通用している」としている<sup>212</sup>。たしかにその当時、プロイセン王国のみならず、他の諸邦でも同様の規定がとられていたことは事実であった。だが、単に従来の規定をそのまま引き継いだというだけではない。ここであらためて採用するだけの積極的理由もあげられている。連邦参議院は次のように説明している。

10年間継続して外国に滞在することで連邦籍および国家籍を失うと言う規則は、二つの観点で意味をもつ。形式的観点からは、この規則が国家籍の抹消を個々の事例で特に困難を伴うことなく確定できる単純な指標と結びついていることであり、実質的観点からは、長期の不在によって寸断されたナショナリティの紐帶 (Band der Nationalität) を、この条項による規則が法的にも解消するということである<sup>213</sup>。

ここで参議院は、その「実質的観点」において、「長期的な不在」によって「ナショナリティの紐帶」は「寸断」されるものと捉えている。「ナショナリティの紐帶」は領域内の居住によって基礎づけられなければならないという、居住の原理による「ナショナリティ」観が明確に表明されている。その上で、10年間の不在という「単純な指標」は、「形式的観点」からみて実行しやすいということだろう（言い換えれば、10年間という年限に特別に大きな意味があるわけではない）。

しかし、連邦参議院による国籍法案ではまた、10年間の国外滞在による国籍喪失を回避する方

<sup>212</sup> SBND, 1.Legislatur-Periode – Session 1870, 3.Band, Nr.11, S.159.

<sup>213</sup> SBND, 1.Legislatur-Periode – Session 1870, 3.Band, Nr.11, S.159 (傍点による強調は引用者による).

法についても定めている。これはプロイセン臣民法にはなかった新しい規定である。国籍法案の21条の第1段落で次のように書かれている。

連邦の領土を離れ、10年間継続して外国に滞在した北ドイツ人は、それにより国家籍を喪失する。この10年間という期間は、連邦領から退出した時点、あるいは退出者がパスポートないし故郷証明を所持している場合はその書類の有効期限が切れた時点から計算される。その期間は、連邦領事館の名簿に登録することで中断される。名簿からの名前の抹消によって、期間の進行は再開される<sup>214</sup>。

つまり外国に居住する「北ドイツ人」は、北ドイツ連邦の領事館に出向き、そこに設けられた国家籍保留者の名簿に自分の名前を登録するならば、10年間の時間の経過を中断でき、国籍喪失を回避できるとされているのである。ここで領事館の名簿に名前を登録するという行為を求める理由として、法案の「動機づけ」には次のように説明されている。

このような規則は、北ドイツ連邦のような、その帰属者の重大な人的貢献を必要とする公共団体（Gemeinwesen）にとって不可欠なものである。このような公共団体には、国外に滞在する帰属者に対し、その終了後に帰属の紐帯が自動的に解消され、国家市民の権利とともに義務も終了する期間を設定すべき義務がある。この法律は他方において、外国にいても継続的に祖国に属したいという意志を明示的かつ意識的に表明する者に対しは、その意図を実行に移す可能性を保証することにも配慮している<sup>215</sup>。

北ドイツ連邦は「帰属者の重大な人的貢献を必要とする公共団体」であり、「公共団体」としての北ドイツ連邦はその帰属者に対し、国外での滞在によって国籍を失い、それとともに権利と義務を失う期間を明示すべき義務があるという。それが10年間という期間に対応している。しかしながらまた、この「公共団体」に帰属し続けたいという「意志」を「明示的かつ意識的に表明する」者に対しては、その意図を実現することを保証する方法が用意されるべきであるとされる。これが、領事館における名前の登録に当たるわけである。このように、21条第1段落では、「不在」によって喪失するはずの国籍を、領事館の名簿に名前を登録するという「意志の表明」によって維持することができるとされた。居住原理による「ナショナリティの紐帯の寸断」が、「意志」の原理によって回避できるというわけである。

また、この連邦参議院の説明において、北ドイツ連邦が、連邦と連邦帰属者が権利の保障と義務の遂行の双務的な関係によって結ばれた「公共団体」であるという認識が示されている。「意志の

<sup>214</sup> SBND, 1.Legislatur-Periode – Session 1870, 3.Band, Nr.11, S.154 (傍点による強調は引用者による).

<sup>215</sup> SBND, 1.Legislatur-Periode – Session 1870, 3.Band, Nr.11, S.159 (傍点による強調は引用者による).

表明」は、当人がこの関係に加入することために必要な手続きなのである。

帝国議会の審議のなかでは、10年間の外国滞在による国籍喪失を採用するもう一つの理由を政府側を代表する首相府長官のデルブリュックがあげている。それは、国外居住者が「特権階級」化しないためというものである。国外に滞在する連邦帰属者は、兵役や納税といった国家に対する義務を果たしていないにも関わらず、滞在先では国籍を持たない「外国人」であるため、当地の国民が果たすべき義務からも免除されている。つまり国外に滞在する北ドイツ人は、二重に義務を免除されるという「特権」的な地位を有してしまい、それが連邦内に滞在する北ドイツ人ととの間の不公正を生み出してしまうというわけである。ロシアに住む北ドイツ人を例にあげて、デルブリュックは次のように述べる。

ロシアに住んでいる同胞を羨ましく思う気持ちは全くないのだが、彼らは税金を納めず、息子が兵役に取られることもない。私たちに対しなんら義務を負わないような特権階級をつくりだすことを、私は正しいとは思はない。ロシアの軍隊で息子を兵役に就かせたくないのならば、私たちのところで兵役に就かせるべきなのである<sup>216</sup>。

このような不公正性を問題することの前提にあるのは、北ドイツ国民はみな連邦に対して平等の義務を負うべきであるとする双務契約的共同体観である。しかしながら実際のところ、領事館の名簿に名前を登録するというだけで、このような兵役や納税義務に関する不公正性を正すことはできない。たしかに名簿への登録によって、国外に滞在する同胞をある程度把握することはできるかもしれないが、実際に彼らに北ドイツ連邦内の北ドイツ人同様に納税や兵役の義務の履行を求めることはほぼ不可能である。つまり、「特権」は解消されない。デルブリュックもこのことは認識していて、次のように説明している。

もしもドイツ人が、多くの国で外国人が享受しているようなこの特権的な地位を要求したいのであれば、祖国に対して果たすべき義務があることを忘れてはならない。そして、その義務のなかで最も負担が少ないものが、祖国に属しているという意志を明確にすることである<sup>217</sup>。

つまり、国外に居住する北ドイツ人は、納税や兵役の義務を果たすことはできないとしても、最低限、自分が「祖国に属しているという意志を明確にする」という「義務」だけは果たすべきであるというわけである。納税や兵役に比べればいかにも軽い「義務」ではあるが、それで義務負担の不公平性を少しでも解消しようというのが、デルブリュックを含めた政府側の意図であろう。

<sup>216</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.269.

<sup>217</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.267-8（傍点による強調は引用者による）。

上の説明のなかで、デルブリュックが「祖国に属しているという意志」を求めていることは注目に値する。ここでも前提にされているのは、「祖国」と北ドイツ人との間の双務契約的関係に基づく「シヴィック」な共同体観である。血統による「ナショナリティの紐帶」は、領域内からの「不在」によって「寸断」されるが（居住原理）、自発的な双務契約関係への加入によって持続可能である（意志原理）というのが、21条に示された「ネーション」観である。これは、この時点で北ドイツ連邦政府が「ナショナリティの紐帶」を、決して血統に基づく「エスニック」なものとは考えていなかったことを示している。たしかに国籍取得の方法として血統原理が採用されてはいたが、それは北ドイツ人を血統によって結びつける「エスニック」なネーション観には繋がらなかったのである。

### 自由主義者からの批判 —— 祖国への帰属の「意志」をめぐって

しかし、国籍法案における3条3）と21条第1段落は帝国議会で厳しい批判にさらされた。そのなかでも、普墺戦争後にプロイセンに併合された旧ハノーファー王国内のオズナブリュック選出で、国民自由党の主要メンバーの一人であるヨハネス・ミクヴェル（Johannes Miquel）からの批判はとりわけ根本的なものであった<sup>218</sup>。彼は、「市民によって統治される自由な人民」にとっての国籍の取得と喪失は市民の「自由な意志」を原則にしたものではないにもかかわらず、参議院の国籍法案の13条3）と21条では「当人の意志に反して時間の経過だけで国籍が失われる」ことになってしまふと指摘し、それは「自由な人民」の原則に反していると批判した。他の欧州諸国やアメリカ諸国でこのような国籍法制を持つものはない。「イギリスでもフランスでも、イタリアでもロシアでも、私の知る限り、単に外国に滞在するというだけで国籍を失うことはない」。こうしてミクヴェルは、10年間の国外滞在で国籍が失われてしまうという規定の特殊性を問題にするのである<sup>219</sup>。

帰属への「意志」を基礎にしている点で、ミクヴェルの国籍観は連邦参議院やデルブリュックなものと一致しているように見える。だが両者にとって「意志」の意味は同じではない。デルブリュックら政府側が考える「意志」とは、国家との双務的関係のなかで表明されるべき「意志」であるのに対し、ミクヴェルの言う「意志」とは「自由なドイツ人」であれば本来もっているはずの「意志」である。前者は実際に表明されて初めて意味を持つものであるのに対し、後者は実際に表明されていなくても、ドイツ人の心の中に潜在しているものである。ミクヴェルは、現にドイツ人には祖国への帰属意志が欠落しているという実態を認めているが、それは本来持っているはずのドイツ人の祖国に対する帰属意志が国家や社会の現実によって阻害され、それが表明できない状況にあるという見方をとる。

---

<sup>218</sup> ミクヴェルの経歴については *Hirth's Parlaments-Almanach für 1869*, S.186-187 を参照。

<sup>219</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.268 (傍点による強調は引用者による)

外国のドイツ人は祖国を忘れてしまう。彼らは喜んでできる限りはやく他の国家の成員になろうとするし、幸いドイツ人のままだった場合でも、外国向けの身分証明書はなるべく使わないようしている——そうわれわれは嘆くし、またそのような嘆きをよく聞く。これはドイツ人が悪いのではない。ドイツの祖国における制度（Einrichtungen）が悪かったのである。（中略）イギリス人や他の偉大な国民にとってはそうであるような、緊急の時、危険な時にドイツ人を守り、どのような抑圧からもドイツ人を守ることのできる祖国があったなら、このような事態にはならなかっただろう。実際のところ、1867年以後、今日ではもはやこのような状態ではない<sup>220</sup>。

外国に出たドイツ人はすぐに「祖国を忘れ」、他国に帰化することが多いのは事実かもしれない。しかしそれは、「ドイツ人が悪い」のではなく、ドイツの「制度」が悪かったからだとミクヴェルは主張する。ここで意味されているのは、これまでドイツが諸邦国家に分裂し、それを統一する国家が存在しなかった事態であろう。しかし、1867年に北ドイツ連邦の成立によってそのような欠陥は解消されているはずである。そこで、国籍法がドイツ人の祖国への帰属意志の生成を阻害するような「悪い」制度になってはならないとミクヴェルは警告する。

参議院が提出した法案の21条では、領事館での名簿の登録という「明示的な意志表明」により「ドイツ人でいられる」ことができるとされる。だが、ミクヴェルによれば、まず問題なのはドイツの領事館がどこにでもあるわけではないということである。また、仮に近くに領事館があったとしても、領事館に出向いて登録できるのは、経済的な余裕があり、また法律の知識がある裕福な階層に限られてしまう。つまり、本来ドイツ人でありたいという意志を持っているドイツ人の多くが、国籍法の規定ゆえにドイツ人であり続けられなくなってしまうのである。ミクヴェルは次のように述べる。

下層階級出身の多数の外国人いるドイツ人は、この法的規定を知っているだろうか。法的規定を知らないために、ドイツ人のままでいることを望んでいる多くのドイツ人が、知らない間に祖国での市民的権利を失ってしまう。私の考えでは、これは決して正当化することはできない。

さらにミクヴェルは、デルブリュックが指摘した「特権階級」の問題にも言及する。ミクヴェルは、国外に居住する同胞がデルブリュックの言う「特権」を利用したとしても、それは決して悪いことではないし、あえてそれを防ぐ必要はない。同じような「特権」は、イギリス人をはじめとする他の国の人々も国外に居住することによって得ている。「ドイツ人が多かれ少なかれ、他の諸国民と同等の権利と尊敬を得られるようになったことについて、私は大変に嬉しく思う」と、ミクヴ

<sup>220</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18.Sitzung 10. März 1870), S.268.

エルは同胞が国外で得ている「特権」をむしろ肯定するのである。

ポップム選出の進歩党（自由主義左派）の議員ヴィルヘルム・レーヴェ（Wilhelm Löwe）は、貧困層の問題に焦点を当てている<sup>221</sup>。彼は、デルブリュックの言う「特権階級」への反感に共感を示しながらも、その反感は主として富裕階級に見られるものであると指摘している。13条3）と21条第1段落は、貧困層のドイツ人にとってむしろ不利に働く。彼らの多くは教育レベルが低いので、本国での法律に関する知識が不足している。しかもこのような規定をもつ国籍法は他にはないので、周りにいる他国の人々からの情報も得られない。そのため国外に住む貧困層のドイツ人は、この規定を知らないままでいるか、知っていても忘れてしまう。その結果、彼らは知らないうちに祖国の国籍を失ってしまうのである。だが、国籍の喪失というは、国籍法に関する知識不足という「不注意」に対する「罰」としていさか不釣り合いに重すぎるのではないか。「純粹に形式的であり、外国には存在しないので一般に忘れられてしまうような規則の履行における不注意を、[国籍の喪失という] 厳しい罰で罰すべきではない」とレーヴェは言う<sup>222</sup>。

以上のような帝国議会での論戦は、当事者自身の意志表明によって祖国との権利義務関係を確実なものにしようとする諸政府側と、「ドイツ人のままでありたい」というドイツ人の自由意志を法的規定の煩雑さから守ろうとする自由主義議員たちとの対立であった。前者が国家との双務的関係性の形成によって北ドイツ人としての地位が維持できるとする国家中心的なネーション観を表しているのに対し、後者は「自由な人民」が本来持っているはずのドイツへの帰属意志を守ろうとする自由主義的なネーション観を前提にしているととらえることが可能だろう。しかしながら、どちらの側も主観的な「意志」に基づいた北ドイツ連邦との帰属関係を考えている点で「シヴィック」な見方を共有している。「血統」という意志にかかわらない「客観的」な基準でドイツ人の結合を考えるような「エスニック」なネーション観は登場していない。

### 最終的な決着

13条3）と21条の改定案は、国民自由党のブラウンから出された。彼もまた他の自由主義者同様、当人の「意志に反して」自国の国籍を奪ってしまう連邦参議院案の規定を批判していたが、彼の解決策は、10年間の国外滞在だけでなく、他国の国籍を取得することを国籍喪失の条件に含めるというものだった<sup>223</sup>。これであれば、自らの意志で他国に帰化しない限り永続的に北ドイツ連邦の連邦籍および国家籍を保持することができ、また当人の知らない間に連邦籍および国家籍を失ってしまうという最悪の事態を避けることができた。そして、3月10日の帝国議会での審議の結果、こ

<sup>221</sup> レーヴェの経験については *Hirth's Parlaments-Almanach für 1869*, S.180-181 を参照。

<sup>222</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.270.

<sup>223</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 4.Band, Nr.45, S.225; SBND, 1. Legislatur-Periode - Session 1870, 1.Band (18. Sitzung 10. März 1870), S.270-273. ブラウンの提案はまた、21条第1段落で、他国の国籍を取得しても領事館の名簿への登録によって10年以上連邦籍および国家籍が維持できるものとされた。つまりその間、二重国籍が認められる規定になっていた。

のプラウンの改定案が賛成多数で可決されることになったのである<sup>224</sup>。これによって、自由主義者たちの側がいったんは勝利したかに見えた。

ところが、5月20日の審議において、この3月10日の結果が覆されてしまうことになる。この日、同じ国民自由党のプットカマーによって別の改定案が提出された。この改定案は、前回の審議で否定された13条3）と21条を連邦参議院の原案に戻そうというものだった<sup>225</sup>。

しかしプットカマーの改定案は、10年間の国外滞在で国籍を喪失した元北ドイツ人の再帰化について規定した21条に新しく一段落を追加した点で、連邦参議院原案とは異なるものだった。参議院原案においては、21条の最終段落（第4段落）で再帰化について以下のように規定していた。

外国における10年間の滞在でその国家籍を失い、かつ他の国籍を取得していない北ドイツ人は、  
祖国（Heimathstaat）において、そこに定住していなくても国家籍を授与されうる<sup>226</sup>。

10年間以上国外に滞在し、ドイツの国籍（連邦籍および国家籍）を失ったものが北ドイツ連邦の領域内に帰還した場合、その人物は連邦内のどの邦に住んでいようが、自分の出身地である邦で再帰化しなければならないというのがこの規定の意味である<sup>227</sup>。例えば、バーデン人が国外に10年間以上滞在して連邦籍および国家籍を失った後、ドイツに帰還し、プロイセン領内に定住することになったとしても、再帰化する場合にはバーデンの国家籍を取得しなければならないということである。連邦への帰属より国家の帰属を重視した規定であり、しかも再帰化を求める当人の便宜も考えられていない。さらには、国家籍が「授与されうる（kann ... verliehen werden）」という表現は、元北ドイツ人も他の外国人同様の通常の帰化手続きを経なければ再帰化できず、しかもその再帰化が必ずしも認められるとは限らない（行政の裁量によるため）ということを意味している。元北ドイツ人にとっては煩雑であるだけでなく、また冷淡な規定になっていると言える。

それに対しプットカマー案は、この段落の後に第5段落を新たに追加している。それは以下のような条文である。

外国における10年間の滞在で国家籍を失ったが、その後北ドイツ連邦の領土に戻ってきた北ドイツ人は、  
滞在した邦において、行政機関によって作成された受入れ証明により国家籍を取得できる。受入れ証明は請願に応じて当人に授与されなければならない<sup>228</sup>。

<sup>224</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 1. Band (18. Sitzung 10. März 1870), S. 270-271.

<sup>225</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 1. Band (50. Sitzung 10. Mai 1870), S. 1076.

<sup>226</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 3. Band, Nr. 11 S. 154 (傍点による強調は引用者による).

<sup>227</sup> 21条の第4段落および追加された第5段落の解釈に関しては Cahn, *Das Reichsgesetz* (注192参照), S. 174-181 を参照した。

<sup>228</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 1. Band (50. Sitzung 10. Mai 1870), S., S. 1076 (傍点による強調は引用者による).

この条文によって第4段落の問題が解決される。まず、帰還した元北ドイツ人は、滞在している邦で再帰化ができる。さらに、その再帰化は当人の「請願に応じて」認められなければ「ならない (muß)」とされた。つまり、元北ドイツ人の再帰化は、請願すれば行政の裁量を経ることなく原則誰にでも認められると言う意味において、請求権としての扱いになったわけである。元北ドイツ人に対する扱いは、この条文によってかなり「親切」なものになったと言えるだろう。プットカマーの提案は、13条3) および21条での連邦参議院原案の規定を認めた上で、北ドイツ人の再帰化を容易にし、彼らと祖国とのナショナルな繋がりを可能な限り保持するための方法だった。

このプットカマーの改定案は、5月20日の帝国議会でほとんど異論も出ずに承認されることになる<sup>229</sup>。3月10日にブラウンの改定案に反対していたデルブリュックは、このプットカマーの改定案には「完全に同意できる」と賛同の意を示した。また、同日の議会で参議院原案に強く反対していたミクヴェルも「時間の経過による国籍喪失から来る有害性が最小限に縮減された」としてプットカマーの案に同意している<sup>230</sup>。これは再帰化が容易になったことで、国籍喪失のコストが最小限に食い止められるという意味であろう。

いったん否定され13条3) と21条の規定がなぜ復活されるにいたったのか、その詳しい経緯はよくわからない<sup>231</sup>。いずれにせよこの最終的な決着により、領事館の名簿に名前を登録しない限り、国外の10年間の滞在で連邦籍および国家籍が自動的に消滅するという居住原理に基づく国籍喪失規定は成立した。自由主義者から見れば、それは「自由なドイツ人」の意志に基づくナショナルな一体性を保持することを妨げる規定であった。しかし政府側にとっては、北ドイツ連邦と北ドイツとの実質的な権利義務関係を維持するために必要なものだった。10年の国外滞在による国籍喪失という規定はその後、1913年の国籍法改定において最大の改定項目となった。その改定に向け

<sup>229</sup> 最終的にプットカマーの案が承認され、第4段落と第5段落がともに21条に組み入れられることになる。第4段落の条文には「他の国籍を得ていない」という句が入っているのに対し、第5段落にはそれが入っていないことから、第5段落に関しては他国の国籍を保持しながら北ドイツ連邦の国籍を再取得するという重国籍状態が認められているように読める。だが、実際には第5段落の規定においても再帰化の際の重国籍は原則認められないものと解釈されていた。また、第5段落では、行政機関による帰化文書の交付が書かれているのに、第4段落にはそれがないが、第4段落の規定によって再帰化した場合も、第5段落と同様に行政機関による帰化文書の交付があった (Cahn, *Das Reichsgesetz*, S.179, 177)。また、再帰化の際も、諸邦間の帰化（「受け入れ」）と同様、「高位の行政機関」による「受け入れ証書 (Aufnahm-Urkunde)」が授与されるとされた。

<sup>230</sup> SBND, 1. Legislatur-Periode – Session 1870, 1. Band (50. Sitzung 10. Mai 1870), S.1077, 1081.

<sup>231</sup> 1912年2月23日の帝国議会で進歩人民党（リベラル左派）のD.F.ヴァルトシュタイ議員は、1870年の国籍法改定の帝国議会でのこの法案をめぐる議論について言及し、いったん決議された法案が「政府の反対」で否定されてしまったと述べている (*Verhandlungen des Reichstages*, 13. Legislaturperiode, Session 1, Band.283, 23.2.1912, S.262)。実態がそうであったとすると、プットカマーによる改定案提出の背後で、政府側が何らかの働きかけをしていた可能性がある。

た過程の中で、血統原理を徹底し「在外ドイツ人」との「民族」の紐帶を維持すべきというエスニックなネーション概念に基づく議論が広まっていた<sup>232</sup>。そのようなネーション観の変化がなぜ起きたのかは、あらためて別途検討する必要のある問題である。

### （5）北ドイツ連邦の国籍法と国家的関心 ——小括

北ドイツ連邦の成立により、それまで諸邦別々に制定されていた国籍法が一つの統一された「北ドイツ」の国籍法に取って代わられた。これはドイツ最初の「ナショナル」な国籍法としての歴史的意義をもっている。「連邦籍」という北ドイツ連邦への成員資格も創設された。しかし、その制定過程において「ネーション」の概念やナショナリズムの果たした役割は決して大きくなかった<sup>233</sup>。まずこの国籍法は、連邦帰属者の資格が定められていなければ邦の国籍法を改定することができないという法実務的問題から、プロイセン選出の議員が帝国議会で連邦全体の国籍法の制定を提案したことを端緒にしてその審議が始まった。最終的に制定された国籍法は、新たに成立した「北ドイツ国民」の一体性を確立するという「ナショナル」な関心よりも、既存の諸邦の国籍法のルールを統一し、連邦籍と国家籍との関係性を明確化することで、北ドイツ連邦内の成員資格の法的整合性を確保するという、法実務上の関心が優先し、「連邦籍」も諸邦の「国家籍」を基礎にして間接的に取得できるという形態になった。帰化に関する業務も各邦の行政機関によって行われた<sup>234</sup>。

しかし、諸政府の（とりわけプロイセン政府の）国家的関心が強く反映された国籍法案に対し、帝国議会では一部の自由主義議員から強い批判の声が上がった。彼らの主張は、連邦帰属者（北ドイツ人）の連邦内での帰化を、非連邦帰属者（外国人）の帰化とを明確に区別すべきであるという点、国外に移住した北ドイツ人と祖国とのつながりを可能な限り保持すべきであるという点に向け

<sup>232</sup> Brubaker, *Citizenship and Nationhood* (注2参照), pp.114-137; Wolfgang J. Mommsen, „Nationalität im Zeichen offensiver Weltpolitik. Das Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz des Deutschen Reich vom 22. Juni 1913,“ in Manfred Hettling und Paul Nolte (Hg.), *Nation und Gesellschaft in Deutschland. Historische Essays*, C.H.Beck, 1996; Peter Walkenhorst, *Nation – Volk – Rasse. Radikaler Nationalismus in Deutschen Kaiserreich 1890-1914*, Vandenhoeck & Ruprecht, 2007, S.149-165.

<sup>233</sup> そもそも1871年のドイツ統一に至る過程においても、ドイツ統一を目指してきた国民運動（この時代のドイツのナショナリズム）が果たした役割は大きくなかった。それは、ドイツのナショナリズムの実現過程などではなく、プロイセンの強大な軍事力とビスマルクの巧みな政治指導によるプロイセンの覇権拡大の成果と理解するのが妥当である。しかし、それによって統一された国家体制が拡張された「大プロイセン王国」ではなく「ドイツ帝国」でなければならなかったのは、国家の正当性を調達するためには当時の世論において広がっていたナショナリズムの観念を無視することができなかつたからである。このような解釈は、現在のドイツのナショナリズム研究において広く共有されている。Schulze, *Weg zum Nationalstaat* (注10参照), Michael Hughes, *Nationalism and Society: Germany 1800-1945* (Edward Arnold, 1988), pp.,101-129, John Breuilly *Nationalism and the State*, 2nd Edition (The University of Chicago Press, 1994), pp.96-115, Stefan Berger, *Germany* (Hoder Arnold, 2001), pp.66-75などを参照。

<sup>234</sup> この国籍法の下での帰化手続きに関しては、Trevisiol, *Einbürgerungspraxis* (注67参照), S. 37とGosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.233-234 を参照。

られた。どちらの争点においても、国家的関心が優先した政府側の案に対し、北ドイツ人の「ナショナル」な同一性や一体性を重視した立場が示されていた。このような自由主義者からの改定案に対し、政府側も一定の譲歩をするが、政府側の提案の基本路線は堅持された。連邦帰属者が連邦内で他の邦に帰化する際も、外国人同様帰化手続きが必要とされ、外国に10年以上居住した連邦帰属者は自動的に連邦籍・国家籍を失うものとされ、それを回避するには領事館の名簿登録が求められる当初の規定はそのまま残された。連邦への「ナショナル」な帰属は、諸邦国家への帰属を前提に置き、国家と個人との双務的関係の履行に基づくものとなつた。たしかに国家籍は血統によって得られるものとされてはいたが、それは領域内での実際の居住がなければ維持することはできず、また長期間不在の場合は国家に対する「明確な意志表明」によって補完しなければならないものとされていたのである。それは、北ドイツ連邦という連邦制国家の体制において実効的に成員資格を管理することに対する、諸政府の統治上の関心と適合した仕組みであった。

## VII おわりに

### ——議論のまとめとドイツ帝国成立後の展望

#### (1) 国籍法形成における国家的要因 ——これまでの議論のまとめ

##### 国籍の法制化と成員国家

本論文は、ブルーベイカー論じていたドイツの国籍法とエスノ文化的なネーション概念との間の関係性についての問い合わせから始めた。ブルーベイカーはフランスと対比しながら、ほぼ純然的な血統原理を採用することになった1913年のドイツの国籍法の制定過程において、「エスノ文化的」ネーション概念が重要な役割を果たしていたということを明らかにした。では、1870年に北ドイツ連邦において制定されたドイツで最初の国籍法の制定に至る過程はどうだったのだろうか。そこでもやはりエスノ文化的なネーション概念が何らかの役割を果たしていたのだろうか。そのような問題関心に導かれたながら本論文では、19世紀初頭にドイツ諸邦で国家の成員資格が初めて法制化されるようになってから、1870年の北ドイツ連邦の国籍法が制定されるまでの過程について検討してきた。結論から言うと、その過程においてエスノ文化的なネーション概念は全く登場していなかったばかりでなく、ネーション概念それ自体が果たした役割も限定的なものにとどまっていた。その過程で作用していたのは、ブルーベイカーの言うような「ナショナルな自己理解」によって動機づけられた文化的・理念的関心ではなく、諸邦や連邦における成員資格の管理をめぐる国家統治上の実務的関心が中心であった。つまり、この時点までのドイツにおける国籍法の形成においては、「ナショナル」な要因よりも「国家的」な要因の方がはるかに重要な役割を果たしていたということである。もっともそれは、国籍が国家の成員資格を定めた法制であることを考えれば当然なことかもしれない。だが、少なくとも1870年時点までは、国籍の制定過程において「ドイツ・ネーション」の一体性や同質性を求めるナショナルな関心（ナショナリズム）の果たす役割は意外にも小さいも

のであった。血統の同一性に基づく「エスニック」な観念については、国籍法の制定過程とはほぼ無縁であったと言ってよい。

このような国籍法と「ネーション」とのズレは、ドイツには（その「ドイツ」がどの範囲を指すにせよ）多数の国家（諸邦）が存在し、国籍法がまず諸邦国家において制定されることになった歴史的経緯から来るものである。神聖ローマ帝国を構成していたドイツ諸邦では、フランス革命からナポレオン時代にかけて大規模な領土的再編がなされるとともに、18世紀までの近世的領域国家から、より近代的な成員国家への転換が始められた。その大きな契機となったのはナポレオン時代の国家改革であり、一部のドイツ諸邦（バーデン、バイエルン、オーストリア）で成員資格の法制化が開始されたのもこの時代であった。領土内の一元的な統治を目指すが誰がその成員なのかは問わない領域国家から、個々の人間を直接的かつ平等に把握しようとする成員国家への転換が、統治の実務上、成員資格（すなわち国籍）の法制化を必要としたのである。

ナポレオン時代はまた、ドイツのナショナリズムを生み出した時代でもある。フランスとの対抗から、学生や知識人を中心としたドイツ語圏の知識階層が、ドイツの国家的統一を求めるナショナルな運動を始めた。しかしこうしたナショナリズムの動きを、ドイツ諸邦の国家の事情と同一視することはできない。1813年の戦争に始まるナポレオンとの戦争は「ドイツ解放戦争」と呼ばれ、その後のドイツのナショナリズムにおいて神話化されるが、実際にナポレオン率いるフランス軍と戦ったのはプロイセン、オーストリアであり、他のドイツ諸邦はフランスの側に立って戦っていた。知識階層を中心とするナショナリズムの運動と、国家形成を進めるドイツ諸邦における国益の追求とは全く別の関心によって動いていたのである。ドイツの政治的統一を目指すナショナリズムの運動にとって、諸邦国家はしばしばそれに抵抗する勢力として立ちはだかった。ドイツにおける国籍法は、まずこれらの諸邦国家において制定されていったのである。

ヴィーン会議以後、19世紀前半期のドイツ諸邦における成員資格の法制化は、貧困移住者をめぐる諸邦間のルールを定めた条約（被追放者条約）を通じて広められた。諸邦政府は国内の治安を維持すること、ゲマインデの救貧負担を軽減するなどの理由から、国内に滞留する貧困移住者の国外追放を行うようになるが、そこで貧困移住者の受け入れに関するルールを決めるために諸邦間で条約を結ぶようになった。そのようにして次々と締結された条約において、各邦が自邦の「国家帰属者」を受け入れる義務があることが明記されるとともに、誰がそれぞれの邦の「国家帰属者」であるのかが規定されたのである。だが、その前提には各邦が自邦の「国家帰属者」に対して責任を負うことが当然であるとする、成員国家の統治論理の共有があったことを見逃してはならない。18世紀までの領域国家には、こうした責任は求められていなかった。

条約による「国家帰属」の規定と並行して、多くの諸邦が国内法において成員資格の規定を進めた。1850年代までにドイツ連邦諸邦の約3分の2が憲法や国籍法を通じて、国籍を規定するようになった。そこで問題となったのは国家とゲマイシテとの関係である。諸邦国家はナポレオン時代の国家改革以来、身分制的拘束を軽減し、国内での住民の移動の自由を促進して経済活動の活発化をはかる経済自由主義的な政策を進めるようになっていた。そのためには、18世紀まで一般住民

の基本的な帰属先であり、彼らの移住を管理していた各地の市町村ゲマインデから、帰属・移住に関する権限を奪取する必要性があった。そこで諸邦政府は国家の成員資格を定め、その国家成員の移動の自由を保障するよう、国内のゲマインデに強要するようになったのである。それに対しゲマインデは反発した。特に、貧困化する恐れのある移住者の受入れを強要されることに対しゲマインデは抵抗した。諸邦における国籍は、このような国家とゲマインデとの対立のなかで法制化されていった。邦によって国家とゲマインデの力関係は異なるが、プロイセンでは比較的国家の力が強く、南ドイツ諸邦では比較的ゲマインデの力が強いという傾向は見られる。しかし、いずれの場合にも、国家の成員資格がなければゲマインデの成員にはなれないという国家中心的な基本原則は確立されるようになった。これが18世紀までの領域国家とは異なる点である。

### 居住原理と血統原理

1999年まで90年近く続いた1913年の国籍法がほぼ純然たる血統原理を採用していたため、ドイツの国籍は元来血統原理を特徴としているかのように見られることがある。しかし1870年までの国籍法を見る限り、そのような見方は修正する必要がある。たしかに1810年代後半からドイツ諸邦ではすでに血統原理が広まっていた。しかし、それは決して血統原理が支配的な原理になったことを意味してはいない。まず、ナポレオン時代の国家改革期の国籍法制において、バイエルンとバーデンでは出生地原理の要素を取り入れていて、純然的な血統原理を採用したのはオーストリアだけであった。1816年以降、血統原理は被追放者条約を通じて広く諸邦に共有されるようになっていく。だが、それとともに暗黙的帰化、明示的帰化、出生地原理（両親の帰属先が不詳な場合）など多様な方法が併用されていた。その背景には、当時のドイツをとりまく歴史的事情がある。フランス革命期からヴィーン会議にいたるまで、ドイツでは大規模な領土的再編があった。神聖ローマ帝国時代の多数の諸邦が消滅し、残った諸邦はその多くが領土を拡大した。また、移住者も増加した。そのようななかで、新たに国籍という国家の成員資格を法的に規定する制度が導入されたのである。そこでは、親の帰属先の特定それ自体が困難な場合も多かったと思われる所以、血統原理だけを中心にして人々の国家帰属を特定するのはほぼ不可能であっただろう。そのため、可能な限り多くの方法を用いたのは実務上当然の措置だったと考えられる。

その中でも注目すべきなのは暗黙的帰化である。これは一定期間居住することによって成員資格が自動的に（申請しなくとも）付与されるというもので、居住原理に基づく国籍取得の方法である。ドイツ諸邦の間では1830年代まで、10年間の滞在を条件とした暗黙的帰化が広く共有されていた。これは、「領域内にある者は私の臣下である」などの標語で表現されているような、近世的領域国家の統治論理が19世紀の成員国家の時代に残存していたものである。だが、先に述べたようなヴィーン会議後の政治地理学的状況のなかで、一定期間の居住による暗黙的帰化は、国家の成員資格を特定する方法として一定の効力を持ったことはたしかだろう。この時代にドイツ諸邦で広く共有されていたことの理由もそこにあるだろう。しかしそれ以後、ドイツ諸邦の国家体制が安定していくと状況は変化する。

1842年のプロイセン臣民法制定に至る過程において、政府内で争点になった問題の一つが暗黙的帰化であった。その理由の一つは、居住期間の判定が困難なケースが多く、そのため帰属先不詳者が生じてしまうという点にあった。また、帰化は自動的に行われるるべきではなく、当人の明確な意志表明によるべきであるという「意志原理」による国籍觀からも暗黙的帰化は問題視されていた。最終的にプロイセン臣民法では暗黙的帰化が廃止され、帰化が明示的帰化（当人の申請と行政の裁量による帰化）に限定された。その結果、血統原理によって取得された国籍の比重が高まることになった。しかし、この時代の血統原理には、後年に見られるようなエスニックな（血統共同体的な）含意は全く確認できない。また、10年間の国外滞在によって臣民資格を喪失するという規定がなされており、そこに関しては居住原理が血統原理に優先されていた。

その後プロイセン政府は、自邦の臣民法の規定に適合する形に被追放者条約を修正しようとした。そのためプロイセン政府は、既存の二国間で結ばれた被追放者条約を全面的に破棄し、その代わりにゴータ条約という多国間条約を諸邦に締結させたのである。1851年に最初に締結されたゴータ条約には、1860年代までにドイツ連邦の諸邦全てが加盟するようになった。このゴータ条約によって暗黙的帰化は事実上否定されたが、それに対応してプロイセン以外のドイツの諸邦でも暗黙的帰化を伴わない国籍の法制化が行われた。ドイツ諸邦において国籍法制の「プロイセン化」が進んだのである。とはいえ、ブラウンシュヴァイクやブレーメンのように最後まで居住原理を採用していた邦もあった<sup>235</sup>。

### 最初のドイツの国籍法

諸邦を超えた「ドイツ」のレベルでの国籍法は、北ドイツ連邦の下で1870年に初めて成立した。「連邦籍と国家籍の取得と喪失に関する法律」と名付けられたこの国籍法は、「連邦籍」という「ナショナル」な（「北ドイツ」の）成員資格を規定した最初の法律としての意義を持っている。またこれは、帝国議会という自由な男子普通選挙で選ばれた議会の審議を経て成立したドイツで最初の国籍法でもあった。しかし、その成立過程において「ドイツ・ネーション」の観念が果たした役割は限定的であった。まずこの法律は、「北ドイツ国民」の成員資格を統一的に規定しようとするナショナリスト的な意図から制定されたのではなく、北ドイツ連邦創設から約2年後、帝国議会においてプロイセン選出議員の法実務上の関心から発せられた提案をきっかけに制定されたものである。

できあがった国籍法は、連邦籍を諸邦の「国家籍」を通じて間接的に取得できるものと規定したうえで、プロイセン臣民法を基準にしつつ諸邦の国家籍に関する統一的なルールを定めたものであった。連邦籍は住民と北ドイツ連邦の直接の帰属関係を意味するものではなく、諸邦の「国家籍の集積」として成立していたにすぎなかった<sup>236</sup>。この国籍法は、「北ドイツ国民」創出へのナショナ

<sup>235</sup> Fritz von Keller und Paul Trautmann, *Kommentar zum Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz vom 22. Juni 1913*. C.H. Becksche Verlagsbuchhandlung, 1913, S.620, 625.

<sup>236</sup> Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.212.

ルな情念に突き動かされたというよりも、プロイセンの軍事的・政治的霸権によって「上から」構築された北ドイツ連邦の連邦制的構造に適合する形で、その成員資格を実効的に管理するための共通規則として、主に統治実務的な関心に導かれて作成されたものと思われる<sup>237</sup>。

とはいって、政府側が提案した法律案に対し、帝国議会の自由主義議員の一部からは批判が寄せられ、改定案も提出された。争点となったのは、連邦帰属者の連邦内での帰化と非連邦帰属者の北ドイツ連邦と同様への帰化とが明確に区別されていないという問題と、10年間の国外滞在で北ドイツ連邦籍（および国家籍）が失効するという規定に関する問題であった。自由主義者たちは、前者の問題に関しては「帰化は外国人だけに限定すべき」と主張し、後者に関しては「自由なドイツ人民の意志に反して、時間の経過だけで国籍が奪われてはならない」と主張した。ともに、諸邦国家への帰属に基づき、国家との双務的関係性（特に納税・兵役義務の履行に基づく）を重視する国家中心的な政府側に対し、「北ドイツ人」のナショナルな一体性を可能な限り保持しようという観点からの異議申し立てであった。しかしながら、最終的には二種類の帰化の名称が法文上区別されるようになったこと、国外滞在で国籍を喪失した元北ドイツ人の再帰化を容易にする条項が追加されたこと以外、政府側提案の実質的な内容はそのまま国籍法として制定されたのである。

プロイセン臣民法同様、北ドイツ連邦は血統原理を国籍取得の基本原理の一つとして採用しているが、また10年間の国外滞在による喪失という規定も継承していた。つまり、国籍の喪失に関して血統原理より居住原理が優先されるというパターンはプロイセン臣民法と同様だった。しかし北ドイツ連邦の国籍法では、領事館の名簿に名前を登録することによって国籍喪失が回避されるという規定が新たに導入された。それに関して政府側は、「祖国に属したいという意志を明確かつ意識的に表明する者には、その意図を実行する可能性を保障することにも配慮している」（傍点は引用者による）という説明を行なっている。つまり、居住原理による国籍の喪失が、意志原理によって補完されるという仕組みがとられている。これは血統原理が、この段階ではまだ支配的な原理とはなっていなかったことを示している<sup>238</sup>。

### ドイツの国籍とドイツの「ネーション」

ドイツにおける国籍が諸邦国家の成員資格を超えて、ナショナルな（「ドイツ」の）成員資格へと転換するには、やはりナショナルな（「ドイツ」の）統一国家が必要であった。1867年の北ドイ

<sup>237</sup> 法学者のF.ケラーとP.トラウトマンはこの国籍法について「新たな法を創出しようとしたものではなく、当時の固有法の基礎に依りつつ、諸邦の多数においてそれまでの個々の法律において共通しているものを規則として定めようとした」ものだとしている。Keller und Trautmann, *Kommentar zum Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz*, S.4.

<sup>238</sup> 1875年にドイツ帝国とコスタリカとの条約で、双方の国民の子供が他国で出生した場合、国籍の選択権を認めると定められていた。数からいえば小さいかもしれないが、このような条約が結ばれていること自体、この段階で血統原理がまだ「原則化」されていなかったことを示している。また、この条約が1897年に廃止されているという事実も示唆的である（Cahn, *Das Reichsgesetz*, S.27-28）。

ツ連邦の成立によりそれが現実のものとなった（この段階ではまだ「北ドイツ」ではあったが）。だがそれ以前に、ドイツ統一国家の実現の寸前にまでいたったことがあった。1848年3月に勃発したドイツ革命がそれにあたる。その際、フランクフルトでドイツ全域から選挙で選ばれた議員による国民議会が約1年間にわたって開かれ、そこで「ドイツ帝国憲法」が作成され、採択されたのである。

フランクフルト国民議会では、ドイツの国籍法は制定されなかった。しかし、誰が「ドイツ国民」ないし「ドイツ人」なのかという、本来であれば国籍法によって規定されるはずの問題についての議論が交わされていた。その一つが国民議会における選挙権の範囲についてであり、もう一つが憲法内の「ドイツ人民の基本権」のに関する条文における「ドイツ人」の意味についてであった。そこでの「ドイツ国民」や「ドイツ人」の概念は、フィヒテ、アルント、ヤーンらによって表明され、革命以前に教養知識階層を中心広まった文化的ないしエスニックなネーション概念に依拠したものではなく、基本的には政治的ないし領域的に形成されたものであった。例えば、国民議会の選挙範囲に関しては、まずドイツ連邦の領域を基本とし、それにプロイセン王国に属する東西プロイセン、ホルシュタイン公国と歴史的に一体であると考えられたシュレスヴィヒ公国が追加された。プロイセンのポーゼン州で、話されている言語を基準にしてドイツ人地域とポーランド人地域に分割された点を除けば、国民議会が代表する「国民」の範囲は、既存の国家の政治的・領域的枠組みから設定されていたのである。そのため、その「国民」のなかにはチェコ人、ポーランド人、デンマーク人、イタリア人など、エスノ文化的に「ドイツ人」ではない人々（「ドイツ語を話さない諸種族」）が含まれていた。また、憲法における「ドイツ人の基本権」をめぐる議論のなかでも、「ドイツ人」とは「ドイツ国家」に帰属する「国家市民」であるとみなされ、非ドイツ「諸種族」にも「ドイツの国家市民」として平等の権利が保障されるものとされていた。1849年3月に採択されたドイツ帝国憲法のなかで、「ドイツ人民」は「ドイツ帝国に所属する諸国家の帰属者」と定義されていた。「諸国家」（つまり諸邦）に帰属することを通じて「ドイツ帝国」に間接的に帰属するという連邦制的な成員資格の構造は、のちの北ドイツ連邦の国籍法での規定を予兆するものでもあり、ドイツ諸邦の抵抗に抗して統一ドイツ国家の建設を目指したドイツ革命においてさえ、既存の諸邦の国家枠組みを壊すことができなかったことを示している。

ドイツ統一を目指すナショナリズムの理念が中心的役割を果たしていたドイツ革命期のフランクフルト議会での議論とは異なり、1870年の北ドイツ連邦の国籍法制定では連邦を構成する諸邦、特にプロイセン王国の国家統治上の関心が大きな役割を果たしていた。その国籍法で規定された「北ドイツ人」の概念も、やはり政治的・領域的に理解されていた。「北ドイツ人」の資格を意味する連邦籍は、それを維持するためには領域内に居住することが必要であり、10年以上国外に滞在すると自動的に喪失することになっていた。また、連邦籍の喪失を回避するには、領事館の名簿に名前を登録することで、連邦および国家に帰属することの「明確な意志の表明」を求めていた。このような規定は、北ドイツ連邦の国籍法がその成員に対し権利保障と義務履行の双務的関係を要求していることを示している。すなわち、国籍法で規定された「北ドイツ人」の共同体は「国家市

民」による「シヴィック」な共同体として理解されているのである。

この規定に異議を唱えた帝国議会の自由主義議員は、国外居住でナショナルな結合が寸断されてしまうことを問題視した。しかし、彼らは「当人の意志に反して、時間の経過だけで」国籍が失われてしまうという点を論拠としていて、その前提にあるのは「自由なドイツ人民」の「意志」に基づく主観的・政治的なドイツ・ネーション概念であり、それは政府側とは異なった意味で「シヴィック」な特徴を示している。この同じ問題が「エスニック」な観点から（血統に基づく「ドイツ民族の保持」という観点から）論じられるようになるのは、ドイツ帝国成立後、1890年代以降のことである<sup>239</sup>。

## (2) ドイツ帝国下での国籍法

### ドイツ帝国の成立と国籍法

これまで検討してきた北ドイツ連邦の国籍法は、文字通り「北ドイツ」に限定された国籍法であり、ドイツ南部は含まれていなかった。しかし、1870年7月（それは北ドイツ連邦の国籍法が施行された翌月のことだったが）に勃発した普仏戦争の結果、1871年1月にドイツ帝国が成立し、オーストリアとルクセンブルクを除外した「小ドイツ」的なドイツの国民国家が成立すると、北ドイツ連邦の国籍法はそのままドイツ帝国全域へと拡張され、「ドイツ帝国」の国籍法となる。その経緯を示しておくと、まず普仏戦争中の1870年11月15日にヴェルサイユにおいて北ドイツ連邦とバーデン大公国およびヘッセン大公国との間で結ばれた条約、11月25日にベルリンにおいて北ドイツ連邦とビュルテンベルク王国との間で結ばれた条約により、北ドイツ連邦の国籍法にヘッセン、バーデン、ビュルテンベルクの三ヶ国が加えられた<sup>240</sup>。つまり、この三ヶ国の成員資格が北ドイツ連邦における「国家籍」になったのである。また、ドイツ帝国成立後の1871年4月22日に発布された法律によって、バイエルン王国が北ドイツ連邦の国籍法に組みいられるとともに、それまでの北ドイツ連邦の国籍法がドイツ帝国の国籍法（「ドイツ帝国帰属と国家帰属の取得と喪失に関する法律」）となった<sup>241</sup>。さらに、1871年5月のフランクフルト講和条約でドイツ帝国に割譲されることになったアルザスとロレーヌに関しては、1873年1月8日にドイツの国籍法が拡大されることになった<sup>242</sup>。アルザスとロレーヌはエルザス＝ロートリンゲンという一つの統治単位として統合され、皇帝直属の「帝国領（Reichsland）」となったが、成員資格に関してはエルザス＝ロートリンゲンに「ラント籍（Landesangehörigkeit）」が設定され、他の諸邦の成員が「国家籍」を通じてド

<sup>239</sup> 注230の文献を参照。

<sup>240</sup> Cahn, *Das Reichsgesetz* (注196参照), S.17.

<sup>241</sup> „Gesetz, betreffend die Einführung Nordeutscher Bundesgesetze in Bayern (22. April 1871),“ *Bundes-Gesetzblatt des Deutschen Bundes*, 1871, No.17, S.89. この法律は北ドイツ連邦の諸法をバイエルンに導入するための法律で、そのなかの一つに国籍法が入っている。

イツ帝国の成員になるのと同様、エルザス＝ロートリンゲンの成員は「ラント籍」の取得を通じて「帝国籍」を取得することになった<sup>243</sup>。

このようにして、25の国家籍と1つのラント籍からなるドイツ帝国の国籍法体制ができあがったのである。それまでの「連邦籍」が「帝国籍」と呼ばれるようになったことを除いては、北ドイツ連邦の国籍法の内容は全く変更なくドイツ帝国の国籍法に移行された。国家籍を通じて間接的にドイツ帝国に帰属するという連邦制的な構造、帝国への帰属によって「ドイツ人」が定義されるという政治的・領域的な特徴にも変化はなかった<sup>244</sup>。

### 境界地域での国籍の確定

ドイツ帝国が形成した「ドイツ人」概念の政治的・領域的な特徴は、ドイツ帝国成立時における境界地域における国籍確定の経緯にも示されている。ここでは、エルザス＝ロートリンゲン、北シュレスヴィヒ、ブロイセン東部で「非ドイツ人」（エスノ文化的意味での）の国籍の確定について簡単に論じておく。

#### ①エルザス＝ロートリンゲン

エルザス＝ロートリンゲンはその住民の多くがドイツ語話者であるにもかかわらず、フランス革命以来フランスに対する帰属意識を持っていることで知られている。普仏戦争でドイツ帝国がこの地域を併合したことは、しばしば「政治的・主観的」なフランスのネーションに対する、「文化的・客観的」なドイツのネーションの勝利として語られてきた。それはまた、「日々の住民投票」というネーション概念に基づくエルネスト・ルナンの議論と、あくまで言語圏を基準にしたハインリッヒ・フォン・トライチュケの議論との対立として描かれることも多い。だが、このような「文化的・客観的」ネーション概念による領土獲得の根拠づけとは異なり、実際のこの地域の住民の国籍確定は当人の「選択」によって、つまり「政治的・主観的」な方法によってなされていた。

<sup>242</sup> „Gesetz, betreffend die Einführung des Reichsgesetzes über Freizügigkeit vom 1. November 1867 und des Reichsgesetzes über die Erwerbung und den Verlust der Bundes- und Staatsangehörigkeit vom 1. Juni 1870 (8. Janur 1873), “Reichs-Gesetzblatt, No.8, S.51. この法律では、国籍法と同時に「移動の自由に関する法律」がエルザス＝ロートリンゲンに導入されている点が注目される。帝国の成員資格は帝国内での移動の自由とセットにされていた。

<sup>243</sup> Cahn, *Das Reichsgesetz*, S.20. なお、1900年に制定された法律により、ドイツ帝国の「保護領」（海外植民地のこと）で帰化した外国人および原住民は、国家籍を持たずに帝国籍だけを持つということになった。また、その帰化においては、帝国宰相から直接帰化文書を授与された。これはドイツ帝国における帰属の連邦制的構造の中での例外的部分である（Cahn, *Das Reichsgesetz*, S.21）。保護領における帝国籍の問題については、廣渡清吾「国籍・市民権・民族所属性——「人と國家の関係」の法的形象をめぐって」『専修法学論集』第120号（2014年）、123-124頁を参照。

<sup>244</sup> 帝政期のドイツのネーションを「国家ネーション」として論じた古典的著作としてTheodor Schieder, *Das Deutsche Kaiserreich von 1871 als Nationalstaat*, Westdeutscher Verlag, 1961 がよく知られている。

普仏戦争後に締結された1871年5月のフランクフルト条約で、エルザス＝ロートリンゲンの住民は1872年10月1日までに国籍を選択するように求められた<sup>245</sup>。その交渉の過程で、フランス側はアルザス、ローヌの割譲に反対し、住民投票による帰属の決定を主張していた。国籍選択は、そのようなフランスの抗議に対する代替案として導入されたものだった。その結果、ドイツの併合に反対する住民の多くは、フランス国籍を選ぶことになった。エルザス＝ロートリンゲン領政府は当初、フランス国籍を選択したものにドイツから出国を求めていたが、後にフランス国籍選択者の滞在権も認めるようになった。最終的にフランス国籍を選択したのは当地の住民の約10分の1で、さらにドイツから出国したのはその三分の一弱ということになった。フランス語を話す住民の多くがこの土地を離れ、その代わりにドイツ帝国内の他地域から多くのドイツ人が教員や役人として移住してきたため、結果としてエルザス＝ロートリンゲンにおける「エスノ文化的」な同質性は高められることになった。

## ②北シュレスヴィヒ

18世紀以来シュレスヴィヒ公国はデンマーク王国に属しており、ドイツ革命時にはその地域の帰属をめぐりデンマークとドイツ革命政権との対立が発生した。その後1864年に勃発するデンマーク戦争での勝利によってプロイセンがシュレスヴィヒの管轄権を獲得する。さらに1866年の普墺戦争の結果、シュレスヴィヒ公国はホルシュタイン公国とともにプロイセン王国に併合されることになる。この地域の住民の国籍に関しては、デンマーク戦争後の1864年10月に結ばれたヴィーン条約において、デンマーク語話者が多く居住する北シュレスヴィヒの住民に6年以内にデンマーク国籍の選択を可能にすることが決められた<sup>246</sup>。だが、この条約が結ばれた段階でのシュレスヴィヒの帰属先はプロイセン王国であり、北シュレスヴィヒ住民の国籍選択も「デンマークか、プロイセン」の選択だった。その後1867年に北ドイツ連邦が創設されると、彼らの選択は「デンマークか、北ドイツか」という「ネーション」間の選択に変わったのである。

このように北シュレスヴィヒのドイツ帝国への併合の過程は、エルザス＝ロートリンゲンのそれとは異なっているが、国籍確定については、どの言語を話しているのかという「文化的・客観的」な基準によるものではなく、当人の自主的選択による「政治的・主観的」な方法で行われていた点は共通している。国籍選択においては、シュレスヴィヒが北ドイツ連邦に併合されたことにくわえ、1867年にプロイセンで兵役が3年に延長されたため、デンマークを選択する住民が増えた。しかし、いったんデンマーク国籍を選択し、プロイセン領内から出国したデンマーク人のなかで、その後シュレスヴィヒに帰還した者も多く発生した。プロイセン政府は当初、そのような帰還デンマーク国

<sup>245</sup> Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S. 195. エルザス＝ロートリンゲンにおける国籍政策については同書S.191-200を参照した。

<sup>246</sup> 北シュレスヴィヒの国籍に関する以下の記述は Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.200-210 を参照した。

籍選択者を国外追放する対策をとったが、1872年には彼らの帰還を許可するようになった。またプロイセン政府内では、デンマーク国籍を選択しながら北シュレスヴィヒに居住するデンマーク人の子供に対し、出生地原理を導入してプロイセン国籍を付与するという方法も検討されている。デンマーク人の子供に兵役義務を課すことの可能性が、そのような検討が行われた理由だった<sup>247</sup>。結局出生地原理は導入されなかったが、この時点では国籍付与が、政治的・領域的な基準に基づいて考えられていたことが示されている。しかしその後プロイセン政府が、デンマーク国籍選択者の息子に兵役登録を強要したり、デンマーク民族文化の保護育成運動の関与したデンマーク国民を国外追放するなどしてなど、この地域の「ナショナル」な対立関係が深まっていくことになる<sup>248</sup>。

### ③プロイセン東部

プロイセン東部、特に西プロイセンとポーゼンにはポーランド語を話す人々（エスノ文化的な意味でのポーランド人）が多く住んでいた。その数は1871年でプロイセン王国全人口2400万人の約10パーセントにあたり、ドイツ帝国内最大の少数民族であった<sup>249</sup>。しかし彼らにはエルザス＝ロートリンゲンのフランス語住民、北シュレスヴィヒのデンマーク語住民とは異なり、国籍選択の機会は与えられなかった。その理由として、以下の二つが考えられる。第一は、ポーランド人に選択すべき「国籍」が存在していなかったことである。つまり、フランス人やデンマーク人とは異なり、当時選択すべき国籍の前提となるポーランドの国家がまだ成立していなかったのである。第二に、プロイセン東部がプロイセン王国に編入された時代に、国籍という制度それ自体が存在していなかったことがある。東プロイセンはプロイセン王国が成立した1701年の時点ですでに王国の領土とされており、その後西プロイセンは1772年に、ポーゼンはフランス革命後の1793年にプロイセン王国に併合された。本論文のIIで論じたように、この時代はまだ国籍という制度を持たない近世的領域国家の時代であり、そこの住民に国籍選択の可能性はなかったのである。しかし19世紀に入ると、ナポレオン時代以後プロイセンの成員国家化が進み、王国内に住むポーランド語話者（ポーランド人）も「プロイセン臣民」とみなされるようになる。1815年のヴィーン会議も東西プロイセンとポーゼンをプロイセンの領土として承認した。

<sup>247</sup> Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.286.

<sup>248</sup> 1880年代以後プロイセン政府は、兵役義務を果たさないデンマーク国籍選択者の子供や、文化運動に関わったデンマーク国籍選択者を国外追放するという政策をとるようになった。しかしその後、1907年にプロイセンとデンマークの条約により、デンマーク国籍選択者の子供にプロイセン国籍を付与することになり（これは出生地原理の部分的導入ということでもある）、彼らが国外追放に脅かされることはなくなった。北シュレスヴィヒのデンマーク人問題についてはOswald Hauser, „Polen und Dänen im Deutschen Reich,“ in Theodor Schieder und Ernst Deuerlein, Hg., *Reichsgründung 1870, Tatsachen, Kontroversen, Interpretationen*, Seewald Verlag, 1970, S.309-317; Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S.209; Nathans, *Politics of Citizenship* (注6参照), p.92を参照した。

<sup>249</sup> Hans-Ulrich Wehler, „Polenpolitik im Deutschen Kaiserreich 1871-1918,“ in Ernst-Wolfgang Böckenförde, Hg., *Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918)*, Kiepenheuer & Witsch, 1972, S.107.

しかし、プロイセン東部地域はドイツ連邦の領域には入っていなかったので、プロイセン王国には属するが「ドイツ」には属さないという状態だった。そこに住むポーランド人も、「プロイセン臣民」ではあっても「ドイツ人」とはされていなかった。プロイセン国王のフリードリヒ・ヴィルヘルム二世も、ポーゼンのポーランド人に向けて「汝らは汝自身のナショナリティを何ら否定されることなく我が王国に編入されている。汝らの言語はドイツ語とともに全ての公的な業務に使用される」と、むしろプロイセン国家の「ナショナリティ」を否定する発言をしていた<sup>250</sup>。

ところが、北ドイツ連邦やドイツ帝国が成立すると事情は一変する。プロイセン東部地域は自動的に新たに創設された「(北) ドイツ」の国民国家に組み入れられ、そこに住むポーランド語住民も本人の意志とはかかわりなく、単なる「プロイセン臣民」から、「プロイセン臣民」とあると同時に「ドイツ国民」でもあるという地位に変えられてしまったのである。彼らには「連邦帰属者」あるいは「帝国帰属者」として、他のドイツ国民同様に政治的権利が認められ、帝国議会にはポーランド人議員も選出された<sup>251</sup>。だが、帝国議会議員に選出されたポーランド人議員たちは、ポーランド人地域が北ドイツ連邦やドイツ帝国に併合されることに対して抗議の声を上げた<sup>252</sup>。ドイツ帝国成立直後の1871年4月1日の帝国議会では、ポーランド人議員たちがドイツ帝国の領土を規定した憲法1条に対して「改善案」を提出し、「プロイセンの支配下にあったポーランドの領域部分」をドイツ帝国の領土から除外することを求めていた<sup>253</sup>。ポーランド人議員は帝国議会において、ドイツの統一とエルザスとロートリンゲンの「回復」を「ナショナリティの原理の勝利」と称賛した後、それと同じ論理を用いてポーランド人の土地がドイツ帝国に併合されることに反対した。それに対し連邦宰相のビスマルクは、西プロイセンもポーゼンも「長年プロイセン君主国の一員」であり、「プロイセン以外の国家と人民には属していない」と述べてポーランド人議員たちによる改定案を一蹴している。しかし、それでもポーゼン選出のハインリヒ・クシジャノフスキ (Heinrich Krzyzanowski) は、「私たちは神が私たちに異なった決定を行うまでプロイセンに属したいと思う。しかし私たちは、決してドイツ帝国には併合されたくない」と述べて応酬した<sup>254</sup>。ポーランド人は「良きプロイセン臣民」ではあっても、「ドイツ国民」にはなりえないというのが彼の主張であった。

<sup>250</sup> Richard Blanke, *Prussian Poland in the German Empire (1871-1900)*, Boulder, 1981, p.1. たしかにプロイセンにおける公的言語としてのドイツ語・ドイツ文化の力は強かったが、ポーランドの言語やナショナリティの自律性は原則として否定はされなかった。それは何より、プロイセン王国が「ナショナル」な国家ではなかったからである。

<sup>251</sup> 1871年以後、帝国議会には15人前後のポーランド人議員が選出されていた (Nathans, *Politics of Citizenship*, p.121)。

<sup>252</sup> 北ドイツ連邦の帝国議会においては1867年3月18日の第14議会において、ドイツ帝国の帝国議会においては1871年4月1日の第9議会において、それぞれポーランド人議員がポーランドの領域を北ドイツ連邦ないしドイツ帝国に併合することに対して反対している。SBND, 1867, 1.Band (14. Sitzung, 18. März 1867), S.206-231; *Stenographische Berichte über Verhandlungen des Deutschen Reichstages* (以下SBDR), 1. Legislatur-Periode – 1. Session 1871, 1. Band (1. April 1871), S.97-101.

<sup>253</sup> SBDR, 1. Legislatur-Periode – 1. Session 1871, 3. Band, Nr.20, S.77.

こうしてビスマルクの「国家的」な論理と、ポーランド人議員たちの「ナショナル」な論理は平行線をたどったまま、「国家的」論理に基づきプロイセン東部はドイツ帝国の一部とされたのである。

しかし、その後のプロイセン東部でのポーランド人のナショナリズムの高まりは、ドイツ帝国におけるネーションの自己理解に変化をもたらす一つの大きな要因となっていく。ポーランド人の「反ドイツ」的な感情は、カトリック教徒に対する「文化闘争」やプロイセン政府による強硬的な同化政策によって高められた。さらに、1880年代以後急増するオーストリアやロシアからの外国籍ポーランド人農業労働者の流入は、プロイセン政府による反動的政策を発生させ、それによってドイツ人とポーランド人の「民族」的対立は激化していくことになる<sup>255</sup>。そのようななか1890年代には急進派ナショナリスト団体（全ドイツ協会やドイツ・オストマルク協会など）が活動を活発化させ、ポーランド人の「脅威」から「ドイツ民族」を護持せよとする運動を展開した。すでに指摘した通り、まず国籍法の改定を求める主張を行ったのも彼ら急進派ナショナリストたちであった。彼らは、血統原理を「ドイツ民族」の同質性を守るために基準と捉え、血統の原理に基づいて外国居住による国籍喪失の規定を廃止して国境を超えた「ドイツ民族」の一体性を保持することに加え、非ドイツ人のドイツ帝国への帰化を停止せよとまで主張したのである。「エスニック」なネーション概念に依拠したこのような彼らの主張は、その後の国籍法改定の論議にも大きな影響を与えることになる<sup>256</sup>。

### ドイツ帝国国籍の実質化——「シティズンシップ」としての帝国籍

北ドイツ連邦とドイツ帝国は、プロイセンの軍事的勝利によって「上から」つくり出された連邦制国家であり、「集権化された国民国家ではなく、主権者の永続的連合体」であった<sup>257</sup>。そこでの成員資格も、統一された国民国家のものとは異なっていた。北ドイツ連邦の国籍法が諸邦の国家籍に関する共通ルールを定めたに過ぎないこと、また「連邦籍」ないし「帝国籍」への「ナショナル」な帰属は、諸邦国家に帰属することによって間接的に得られるものに過ぎなかったことはすでに議論しておいたが、そのような特徴はドイツ帝国においてもそのまま継承された。帝政期の著名な法学者P.ラーバントによれば、ドイツ帝国は「何千万の成員からなる帝国ではなく、25の成員

<sup>254</sup> SBDR, 1. Legislatur-Periode – 1. Session 1871, 1. Band (1. April 1871), S.98. クシジャノフスキについては Georg Hirth, Hg., *Deutsche Parlaments-Almanach*, Verlag von Franz Duncker, 1871, S. 215 に簡単な経歴が書かれている。

<sup>255</sup> Blanke, *Prussian Poland*, pp. 50-66; William W. Hagen, *Germans, Poles, and Jews: The Nationality Conflict in the Prussian East*, 1772-1914, The University of Chicago Press, 1980, pp.180-194; 伊藤『ドイツの長い一九世紀』(注159参照), 136-150頁。

<sup>256</sup> とはいえる、急進派ナショナリスト団体の主張が1913年の国籍法改定にそのまま反映されたわけではない。じっさいには彼らの主張の一部しか実現しなかった。特に帰化に関する主張は全く受け入れられなかった。

<sup>257</sup> Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.40.

〔ドイツ帝国に所属する諸邦の数——引用者注〕からなる帝国」であった<sup>258</sup>。また、憲法の3条で保障されている居住や営業などに関する「市民的諸権利」も、「帝国帰属者」(すなわち「ドイツ国民」)に共通の権利として規定されているのではなく、「内邦人」が「外邦人」が同様に享受できる権利として、例えばザクセン人がプロイセンにおいてプロイセン人と同様に、またプロイセン人がザクセンにおいてザクセン人と同様に享受できる権利として規定されていたにすぎなかった<sup>259</sup>。「帝国帰属者」としての権利や義務は、まず諸邦の「国家帰属者」に対して与えられたものであり、前者は後者の「派生物」にすぎなかった<sup>260</sup>。

しかし、当初は単なる法文上の形式的概念に過ぎないように見えた「帝国籍」は、ドイツ帝国成立後、次第に実質的な意味を持つようになっていく。その大きな理由の一つは、憲法上、国籍法上の規定がどうあれ、帝国籍を持つ人間であれば、実質上連邦内のどこにでも自由に居住することができ、どこでも同様に経済活動ができる自由が認められていたことにある<sup>261</sup>。移動・居住の自由、経済活動の自由は実質上、ドイツ帝国に共通の「シティズンシップ」(市民的諸権利)となったのである<sup>262</sup>。これらの諸権利は、産業化の進展による経済発展や交通機関の発達、通貨(マルク)や度量衡の標準化などとも連動し、帝国籍という成員資格を共通の「シティズンシップ」として実質化することに貢献した。また、救貧に関する法律も連邦内で統一され、移住して2年間以上経過すれば、どの土地でも救貧を受けられるようになった<sup>263</sup>。さらに帝国帰属者は国外追放の危険から免れることができた。それは「外国人」と比べた場合の大きな「特権」であった<sup>264</sup>。

また、ドイツ帝国において、唯一直接にドイツ帝国民共通の権利として認められていたのが帝国議会における選挙権である。この政治的権利が持つ意味は大きい。帝国議会の選挙権は25歳以上の男子全般に認められていたが、それが実際に行使される割合は年々上昇した。1871年の最初の帝国議会選挙の投票率は51%に過ぎなかったが、1890年代には70%を超え、1912年には85%にまで上昇しているのである。そこで投票を行って権利行使している有権者の中には、政府からは「帝国の敵」と呼ばれ抑圧の対象とされた中央党を支持するカトリック教徒や社会民主党を支持する労働者階級の人々、さらに少数派民族のポーランド人やデンマーク人など(彼らの諸政党は選挙のたびに5%ないし9%の割合を占めていた)も多く含まれていたはずである<sup>265</sup>。また、選挙活動

<sup>258</sup> Grawert, *Staat und Staatsangehörigkeit*, S.212.

<sup>259</sup> IV (1) で論じた北ドイツ連邦憲法の3条はそのまま1871年4月16日の帝国憲法に引き継がれている。

<sup>260</sup> Breuilly, "Sovereignty, Citizenship and Nationality" (注56参照), p50.

<sup>261</sup> 連邦内の移動の自由は「移動の自由法」によって法制化されていたが、経済的に自活でき、公的な救貧に依存しないということが条件であった (Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, p.40)。

<sup>262</sup> Fahrmeir, *Citizens and Aliens*, pp.59-50; Weber *Staatsangehörigkeit und Status* (注6参照), S.124-133.

<sup>263</sup> 1870年6月6日に交付された「扶助居住地に関する法律 (Gesetz über den Unterstützungswohnsitz)」がドイツ帝国でも用いられた (Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes, 1870, S.360-37)。だが、救貧の制度が依然として連邦内の移住に一定の制限を課していたことも事実である。それはその後の福祉国家の形成により、貧困に対する社会政策の担い手がゲマインデから国家に移行するまで続くことになる。

<sup>264</sup> Trevisiol, *Einbürgerungspraxis*, S.103-104.

を通じて諸政党の側も帝国全域にわたって組織化されていった。いわゆる責任内閣制が採用されていたわけではなかったから、帝国議会には帝国宰相や行政機関を統制する権能を欠いていたのはたしかだが、立法機関として無視できない役割をもち、帝国籍を持つ男子有権者はみな間接的に立法過程に参加することができたのである。

このような帝国籍によって得られる様々な権利は、帝国籍に実質的な意味を付与するとともに、それを共有する帝国帰属者に「ドイツ国民」としての共通感覚をもたらすことになる<sup>266</sup>。例えば、ドイツ帝国の「ドイツ人」にとって、オーストリアの「ドイツ人」はロシア人同様に「外国人」として理解されるようになる<sup>267</sup>。そして、このような国籍の実質的機能の変化は、国籍法の意味にも変化をもたらす。それ以前は主に救貧をめぐる社会経済的問題や政治活動の取り締まりの観点から行われていた帰化政策は、それらに加えて文化的ないしエスニックな同質性の保持というナショナルな観点からも行われるようになる<sup>268</sup>。国籍法は「ドイツ人とは何か」「ドイツ国民とは誰か」という問題に関する人々のナショナルな自己理解と結びつけて理解されるようになり、ドイツ・ネーションの価値や意味と関連づけて語られるようになるのである。例えば、国外に移住した「在外ドイツ人（Auslanddeutsche）」と祖国との紐帯をどう維持するのか、移民から（特に「望ましくない」移民から）「ドイツ民族（deutsches Volkstum）」を守るにはどうすればよいのかなどといった問題が、国籍法と関連づけて論じられるようになる。1890年代以後の国籍法を改定に向けた議論には、このように「ナショナル」な（「エスノ・ナショナル」な）観点が大きな役割を果たすようになる。

では、国籍法の改定がどのような経緯で主張されるようになったのか。また、国籍法のどのような点が問題視され、またその問題点がネーションの概念とどのように結びつけて語られていたのか。その詳細な歴史的過程については、また別の機会に検討してみたい。

### 〔付記〕

この論文（前号の前半部分も含め）の内容は、2021年12月12日の移民政策学会2021年度冬季大会（オンライン開催）で報告した。応募の際の匿名査読者と大会当日の参加者からの批判・コメントに感謝したい。

また、この論文は日本学術振興会科学研究費（課題番号21K01868, 18K02045, 17KT0030）による研究成果の一部である。

<sup>265</sup> Dann, *Nation und Nationalismus*（注156参照），S. 167-172, 332.

<sup>266</sup> ドイツ帝国における国民概念の実質化の過程全般については Berger, *Germany*（注232参照），pp.79-83 が参考になる。

<sup>267</sup> Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen*, S. 179.

<sup>268</sup> Weber, *Staatsangehörigkeit und Status*, S.137.